

○ 隣接法律専門職種団体からの意見

- ・ 日本行政書士会連合会
- ・ 日本司法書士会連合会
- ・ 日本土地家屋調査士会連合会
- ・ 日本税理士会連合会
- ・ 全国社会保険労務士会連合会
- ・ 日本弁理士会
- ・ 社団法人不動産鑑定協会

平成15年7月22日
日本行政書士会連合会

総合的法律サービスの提供及び司法アクセスポイントの設置について

I. 総合的法律サービスの提供

日本行政書士会連合会及び各都道府県行政書士会では、国民の日常生活において発生するあらゆる問題に対応するため、毎年10月の1カ月間を電話による無料相談「行政書士110番」(昭和55年から開設)及び街頭無料相談所等により法律サービスの提供活動を実施している。

なお年間を通し日常的に相談窓口をインターネットのホームページや、官公署等の施設内に開設し、あらゆる相談等に対応しているがその実態報告は今回省いている。以下、その概要を示す(平成13年度実績)。

- ・運営機関: 日本行政書士会連合会、都道府県行政書士会(47)
- ・相談案内: 行政書士業務全般について
 - ・官公署に提出する書類(電磁的記録)の作成等
 - ・権利義務・事実証明に関する書類(電磁的記録)の作成等
(遺言・相続、各種契約、定款・内容証明・会計記帳等、不動産関係、戸籍関係他)
 - ・行政手続法に関する相談(申請に対する処分、不利益処分、行政指導等)
 - ・帰化・入管等外国人の申請取次等
 - ・その他隣接法律専門職種に係わる相談等
(複数資格所持会員が担当)
- ・相談方法: 当事者の来所、電話、郵便、FAX、メール、インターネット等
- ・回答内容: 解決方法について当事者の苦情処理や助言を行う。他資格者・他機関への紹介等を行う。紛争は訴訟前の調停により解決を図る。
- ・開催日時: 毎年10月(各単位会により日数、時間等は変動)
- ・実施場所: 3,480カ所
(内訳): 電話無料相談 2,365カ所(各単位会事務局、会員事務所等)
: 対面無料相談 1,115カ所(公的施設、会員事務所等)
- ・受付件数: 最近5年間受付件数(「PR活動」電話・対面無料相談合計)
 - ・平成9年度 4,208件
 - ・平成10年度 4,079件
 - ・平成11年度 5,583件
 - ・平成12年度 4,677件

・平成 13 年度 5,243 件

Ⅱ. 公的機関において行政書士が提供する総合的法律サービス分野

□実施時期：全体で 135 の役務を通年で提供している。

□対応方法：相談、苦情処理、解決策の助言、調停、他のアクセスポイントの紹介

(役務名)	(委嘱元)	(該当会員数)
1. 建設業における経営事項審査申請受付業務の相談員	都道府県	468
2. 建設工事・測量コンサル・物品入札参加資格審査受付業務	都道府県／市町村	50
3. 行政相談委員	総務省	64
4. 行政手続相談員	市町村	132
5. 民生委員	厚生労働省	20
6. 調停委員	裁判所	104
7. 司法委員	裁判所	3
8. 人権擁護委員	法務省	28
9. 市民相談員	市町村	12
10. 保護司	法務省	18
11. 情報公開審査委員	市町村	13
12. 固定資産評価審査委員	市町村	14
13. 外国人相談員	都道府県	24
14. 外国人入管手続相談員	財団法人	2
15. 入国管理局相談員	東京入管	8
19. 行政改革推進委員	市町村	5
20. NPO マネージメントアドバイザー	都道府県	8
21. 陸運事務所における相談員	国交省	380
22. 許認可相談員	市町村	4
23. 土地区画整理評価委員	市町村	4
24. 農業委員	市町村	4
25. 不動産無料相談会相談員	都道府県	4
26. 起業・分割・合併等相談員	商工会議所	50

Ⅲ. 行政書士による総合的法律サービスの提供

＝行政書士事務所と行政書士会がアクセスポイント＝

- ① 行政書士は行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的として業務を行っている。
- ② 我が国国民のみならず在住外国人に対しても権利救済を行っている。
- ③ 行政書士は全国の市町村において行政相談委員として活動している。
- ④ 行政監察局から委嘱され暮らしの相談員として、広く国民の生活に密着した問題に対して総合的な相談体制を敷いている。行政書士会もまた定期的に相談所を設けて対応している。
- ⑤ 地方裁判所、簡易裁判所、家庭裁判所等において裁判所の理解を得て司法委員、調停委員、相談員として登用されており、継続したフォローアップに努めている。
- ⑥ 交通事故や建設、消費者問題、知的財産権等の紛争処理機関は少なく、加えて地域偏在している。行政書士が相談を受けた紛争問題をこれらのセンターに持ち込もうとしても、弁護士でなく行政書士であるとの理由で代理を認めず支障が生じており、結果として住民のアクセス権が侵害されている。改善が必要である。
- ⑦ 47都道府県におかれた行政書士会と、業務の広範囲性を有し、弁護士過疎地及び離島等にも存在する三万六千人の行政書士事務所に紛争処理機能が付与されれば、経済面に加えて生活面においても国民に身近な日常的な地域紛争処理センターとして、リーズナブルな負担で利用できる。
- ⑧ 市町村合併により行政へのアクセスポイントが減少する地域住民にとって、もっとも身近なアクセスポイントとして行政書士事務所が機能する。さらに行政手続オンライン化関係三法により広がった行政書士のオンライン業務は、デジタル経済社会の到来にあわせて、紛争処理のポータルサイト等の提供と全国行政書士会ネットワークにより広域的にかつ高齢者や情報弱者に利用しやすい環境を整備し提供できる。そのためにはサイバーロー、サイバーADR法の整備が必要である。
- ⑨ 行政書士会と隣接法律職との協働事業とすることに加えて、行政や消費者相談センター等との連携により共通基盤が整備できる。さらに広範囲な諸問題に対応できる選択肢の広い紛争解決のワンストップサービスポイントが拡大することとなる。行政型、民間型双方の紛争処理センターとの連携を図ることが紛争処理センターへのアクセスを向上させることとなる。

IV. サービスの担い手の確保・育成等に関する施策及び提言

＝ADRに関する共通的な基盤整備が必要＝

- ① 弁護士、隣接法律専門職種、各地の仲裁センター、紛争処理センター、消費者センター、NPO法人、サイバースペースにおけるADR機関等が連携するための組織の結成と資金的措置が行われれば、国民にわかりやすい基盤として選択可能な使いやすい存在となりうる。
- ② 各 ADR 機関は取り扱った問題に関する情報開示をインターネット等で行うことで、利用者にとってはその専門性・信頼性、あるいは多様性が数値的に把握できることとなる。
- ③ 情報の開示は紛争処理機関間の比較材料ともなり競争が生じることとなる。それが質の高い相談員を確保すること、育成することにつながる。
- ④ ADR基本法においては、人材確保と育成の関係から弁護士と隣接法律専門職種との業際関係について規制緩和を進めることが必要である。
- ⑤ 日本行政書士会連合会は現在著作権に関する紛争処理センターを47都道府県に設置、相談員を配置する事業に取り組んでいる。また相談員の育成のため文化庁等の協力を得て講習会を開催し人材育成に取り組んでいる。これらの基盤整備を活用するにはADR基本法において行政書士法の整備が必要である。
- ⑥ 人材育成のためには、質の確保、紛争処理の手法、解決の基準やその評価等に関する統一的なマニュアルが策定されることが望ましい。それはADR基本法によってバックアップされる措置が講じられるべきである。
- ⑦ 行政書士会には弁護士他隣接法律専門職種が会員として多数入会しており会員の活用という点において、行政書士会組織を活用することは紛争処理の総合窓口としての機能を有している。
- ⑧ 日本行政書士会連合会及び都道府県行政書士会では、研修所を設立し、人材の育成と認定を行って、相談員に登用する事業を行う。

2. 利用者とADR機関を結ぶ情報処理組織によるアクセスポイントの設置

- ① 多チャンネル TV、文字放送、ケーブルTVを利用し、その双方向性、即時性、地域性を活用した「紛争処理チャンネル」を設置すること。それから生じる機材、システム開発、情報の蓄積等が人材の拡充策のひとつとなるとともに高齢者や社会的弱者が在宅から利用できる。さらに国外在住者、僻地、離島からも利用することが出来る。
- ② 携帯電話、インターネット等による紛争処理システムの開発は、問題の多様性と解決の多様性に適応することができるとともに、時間管理経済の効率化を促

す。ADRサイバースペースにおけるADRのあり方を検討すべきである。

V. 司法アクセスポイントの設置策

1. 日本行政書士会連合会と都道府県行政書士会による相談センターの常設
2. 都道府県行政書士会に紛争処理センターの設置
3. 知的財産権に関する紛争処理センターの設置(文化庁関係)
4. 都道府県行政書士会の紛争処理センターに相談員の配置
5. 日本行政書士会連合会と都道府県行政書士会の実施する研修による相談員の育成と認定
6. NPO法人の設置による相談、紛争処理
7. インターネットホームページでの相談受付と紛争処理
8. 官民連携起業ポータル事業の推進
9. 著作権保護活動の推進(複製地図の著作権)

別紙資料2

別紙

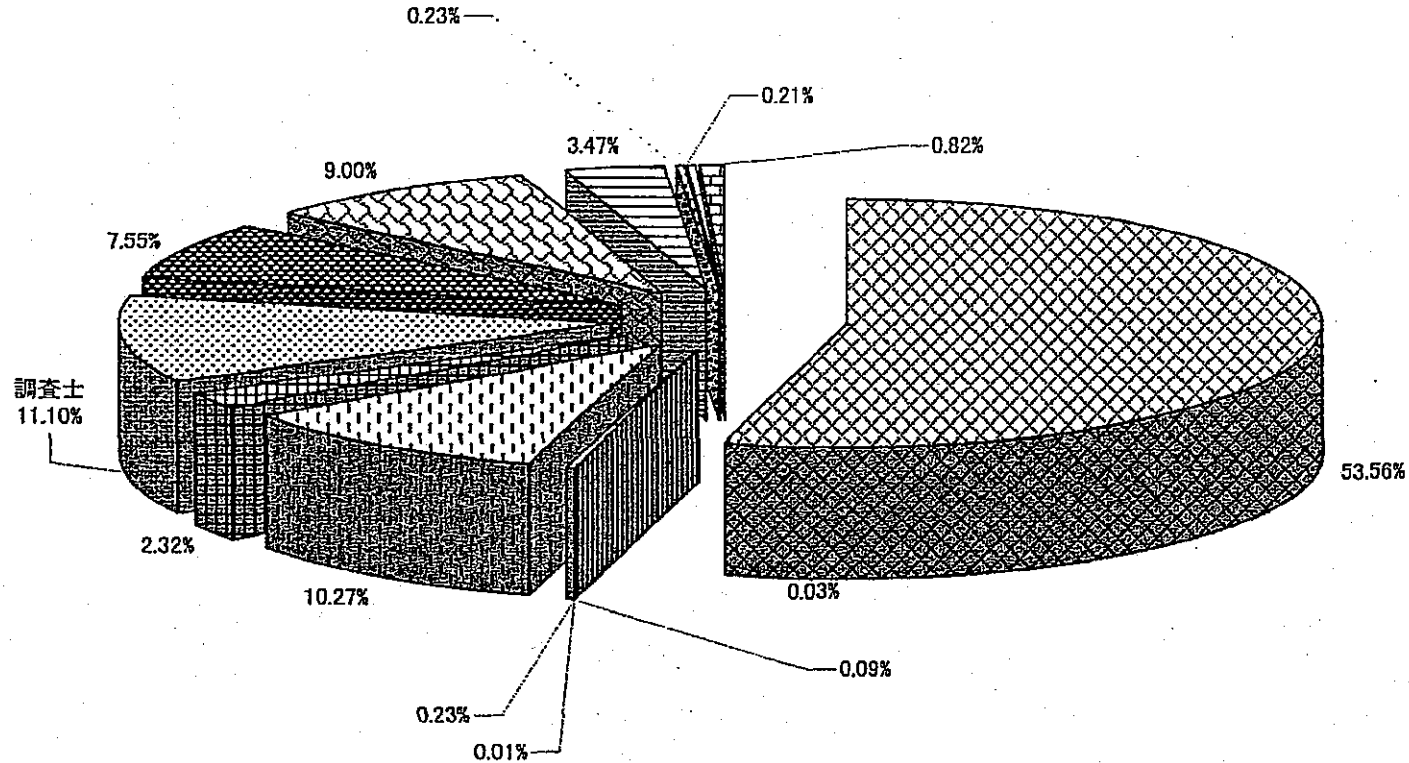
行政書士による組織的な法律サービス事例、裁判所等の委嘱による調停等業務事例

H15.4.14

区分	事例	内容	備考
機関・窓口の設置例	外国人に対する相談サービス事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年のワールドカップの折、行政書士による自主的な活動として全国の単位会にビザサポートセンターを設置した。対面窓口を設けるとともに、電話相談も受け付け、旅券の遺失・盗難トラブル等に対するアドバイスや支援を行った。 	<p><参考> H14.1(人数) 行政からの委嘱による外国人・入管相談のべ34</p>
	高齢者等に対する相談サービス事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の会員は業務として日頃より遺言書や遺産分割協議書に関する業務を行っている。 ・ 特に成年後見制度関連では、4単位会でNPO法人を立ち上げ、高齢者等の相談にのるとともに、手続きの指導や任意後見契約の円滑な推進を支援している。 <p><稼働NPO法人> ①神奈川成年後見サポートセンター ②とやま成年後見人協会 ③和歌山成年後見サポートセンター ④市民の生活権利擁護京都カブスサポートセンター</p>	
	著作権に関する相談サービス事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の会員は業務として著作権法や種苗法に基づく登録申請を行うなど、知的財産権問題に深く関わってきた。 ・ 最近顕著化している著作権紛争に対応すべく、著作権に関する相談センターの全国展開を日行連では目指している。その先駆けとして、神奈川県行政書士会では次の機関を立ち上げサービスの提供を始めている。 <p>* 神奈川県行政書士会著作権ADRセンター</p>	
	広範なテーマに対する相談サービス事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年10月を行政書士制度強調月間と定め、全国の単位会で相談窓口を設置して、対面相談、電話相談に応じている。 ・ 相談件数としては許認可関係を除くと「遺言・相続」が半数を占め、「不動産関係」「各種契約」と続く。 	<p>H13.10(件数) 相談総数 1168 内遺言等 499 不動産 143 各種契約 103</p>
裁判所、行政機関からの委嘱による行政書士の登用例	裁判所の委嘱による事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判所からの委嘱を受けて、行政書士が調停委員等に起用されている。 	<p>H14.1(人数) 調停委員 102 司法委員 3</p>

構成要因別分析表(兼業状況)

平成15年4月1日現在



	専業	弁護士	弁理士	公認会計士	税理士	司法書士	建築士	調査士	社労士	宅建主任者	測量士	不動産鑑定士	海事代理士	その他
割合	53.56%	0.03%	0.09%	0.01%	0.23%	10.27%	2.32%	11.10%	7.55%	9.00%	3.47%	0.23%	0.21%	0.82%
人数	19506	12	31	5	84	3741	845	4044	2748	3278	1263	84	76	298

平成15年7月22日

司法ネットへの司法書士の取組みについて

日本司法書士会連合会

1. アクセスポイントとしての司法書士の活動の現状

- 幅広い相談活動等を通じて、国民に身近な地域における法律サービスを提供
- 全国の各司法書士会における多様な相談事業
- 各司法書士会に設置された「少額裁判サポートセンター」における市民への法律サービスの提供
- 社団法人「成年後見センター・リーガルサポート」による後見人・後見監督人の供給、高齢者等の権利擁護
- 予防司法の観点から、高校生を対象とした司法教育の実践
- 自治体からの要請に基づく相談員としての活動
- 司法書士ADRの実践に向けた取組み
- 国民の抱える法律問題の解決に向け、アクセスポイントやアクセス手段として多様なリーガルサービスの実践

2. 司法ネット構想について

- 予防司法の観点と司法ネット
- 司法過疎地における司法ネットの重要性
- リーガルサービスを提供する専門家の協力、行政機関等との有機的・横断的連携の必要性
- 司法ネットが有する総合調整機能における、既存の団体・機関や各資格者の独立性の尊重
- 地域における法律サービスの担い手である司法書士・司法書士会の活用により、全国各地において地域に根ざした司法ネットの実現
- 今次司法書士法改正による簡裁代理権・法律相談権の付与を受け、司法ネットの担い手・人材供給源としての司法書士の活用

司法制度改革推進本部事務局 御中

日本土地家屋調査士会連合会

司法アクセスポイントの活動状況及び司法ネット構想について（報告）

第1 アクセスポイントとしての土地家屋調査士の活動の現状

- 1-1 土地家屋調査士は、全国津々浦々、島嶼部を含め約19,000人の会員が、日々の業務活動を通じて国民と対話を行っているほか、50の調査士会と約500の支部において常設の相談窓口を開設するなどして、地域住民のみなさんの生活上の悩みの相談・解決や予防司法に努めている。

（実例）登記無料相談（全国50の土地家屋調査士会及びその支部）

開催回数 3,300回（1会当たり 平均66回）

相談件数13,395件（1会当たり268件）

（平成14年度分）

- 1-2 各ブロック協議会又は単位会が他士業団体と協働して常設の紛争の解決若しくは相談機関に関与している。

（例）・阪神・淡路まちづくり支援機構

平成7年の阪神淡路大震災による被災地の復興支援のために大阪・兵庫県の両弁護士会、土地家屋調査士会近畿ブロック協議会、近畿税理士会、近畿司法書士会連合会、日本不動産鑑定協会近畿会、建築士三会の計9団体と学者・学会が街づくり支援のための機構を設立、法律相談はじめ各種相談に対応、被災地における街の復興と被災者の心の復興を支援している。

・大阪市マンション管理支援機構

マンションに関する諸問題に特化した相談体制として、大阪市が運営する機構に、在阪の弁護士会、土地家屋調査士会、司法書士会、税理士会、不動産鑑定士会、建築士会の各資格者団体が参画し、法律相談を含む幅広い相談活動、窓口担当者へのトレーニング等を行っている。

2-1 土地家屋調査士会が考えるADR…境界問題相談センター…

相談センターで取扱う紛争の類型は、筆界（地番境）が不明であることに起因する紛争又は筆界が不明である土地を含む紛争を対象とする。

(1) 現在、東京・大阪・愛知の3会で設置（全国50会に順次開設を予定）

（例） 境界問題相談センターおおさか

（3月1日から6月30日までの対応件数）

問合わせ件数 220件

相談受付件数 75件

調停回付件数 17件

(2) 弁護士（会）との協働・効果的連携を図っている。

また、事案に応じて他の隣接専門職能との協働も考えている。

(3) 裁判制度、行政型ADRとの効果的な連携により、より国民の利便に供することのできる適切な紛争解決を図る。

2-2 行政委員会型ADRへの参画

別途、法務省で構想されている行政委員会型の裁判外境界紛争解決制度が創設されたとき、解決機関として設立される委員会等の構成員として、また、申立て代理人として境界の専門家である土地家屋調査士が参画できるよう要請している。

3 土地家屋調査士の業務に関する紛議の調停

土地家屋調査士業務に関する紛争に関し、土地家屋調査士会員又は当事者その他関係人から請求があった場合、土地家屋調査士会は、調停を行うこととなった。

注：改正土地家屋調査士法第54条（平成15年8月1日施行）

4 その他の司法アクセスへの対応

～大学等との連携、司法修習生の実務研修の受け入れ～

連合会及び単位会では大学法学部・不動産学部と協定し、大学に会員土地家屋調査士が出講し、法学部・不動産学部の学生に専門分野の講義を担当するとともに、インターンシップの受け入れをすることにより、学生が、実務体験を通じて実社会における土地・建物に関する法律問題等についての知識を深めるための支援を行っている。

また、一部の単位会では司法修習生の実務研修の場として会員事務所に修習生を受け入れている。

第2 司法ネット構想について

1 条件整備について（1）

国・地方公共団体の相談体制とともに、各専門職種専門性の一層の活用を図ることは、国民の日常生活の不安を解消し、紛争の未然防止に役立てることとなり、地域住民の利便に供することになるものとする。

国民と司法アクセスの充実には、国・地方自治体や多くの専門職能が一か所に

集ってあらゆる相談を受け、解決を図る組織体制の整備が、国民にとって最も有用な方策と考えられるが、その整備には以下のような窓口担当職員の教育、相談所の設置と設置場所、周知のための広報活動、専門分野との相互連携システムの構築、費用の捻出など多くの難題の解決が必要と考える。

(1) 関係者や資格者団体による連絡調整機関設置の必要性

関係する資格者諸団体がそれぞれの専門性を活かした相談活動を現に行っているが、おそらく一部を除いて横の連絡が少ないため、相談事案の移送などが適切に行われていないことがある。運営主体が核となって、各団体の横の連絡を緊密にする必要があるのではないか。

(2) 窓口における振り分け機能（トレーニング）の充実

相談所を訪れた市民のニーズに的確に応えるためには、アクセスポイントにおける振り分け担当者の教育等が最も重要なことと考える。

地域住民の相談には、既に問題が顕在化している事例ばかりではなく、むしろ、いまだ紛争に至っていないものの、対応に悩んでいるといった場合のいわば第一次相談のような事例も多く、専門職等が適切なアドバイスをすることにより解決に至る場合が少なくないことを実感している。

振り分け担当者が各専門職の専門性を熟知し、相談来訪者の悩みの内容との関連を的確に捉えて、適切に相談先を振り分けできるようなトレーニングが重要と考える。

(3) 広報活動の多様化

地域における相談活動を通じて、市民の生活上の悩み等は数知れずあることを実感している。市町村の広報誌のほか、市民が容易に接することができる町内掲示板、回覧板等の身近な媒体から、テレビ、ラジオ、新聞のようなマスメディアを効果的に活用する等により、広く市民に周知させることが重要である。また、これらの費用負担は公費を充てることとする。

(4) 運営経費等の負担について、

現在、各資格者団体が行っている市民相談所について、運営に要する費用は相談出向者の交通費等の負担も含め、資格者団体が負担していることが多い。

こういった費用負担の実態等を考慮し、そのあり方の検討とともに、それらの負担金がより効果的に、無駄なく活用されるような仕組みを検討するべきである。

2 条件整備について（2）

第一段階として、国・地方公共団体等が行っている各種行政サービス、各種専門資格者が行っている各種業務について、電話等で受け付ける相談所（アクセスポイント）を広域行政圏内に一か所を設置し、相談等を受け付けたときは、当該相談所において、国・地方公共団体・各専門職能家に振り分けを行う組織・システムの構築をご検討いただくよう要望する。

以上、司法アクセスポイントの活動状況及び司法ネット構想についての日本土地家屋調査士会連合会及び単位会、その支部等が取り組んでおります現状と若干の意見を述べさせていただきましたが、市民に近く、市民の利便に供し得る司法体制の拡充のため、私ども土地家屋調査士を含め専門職能の持つ知識・経験、資格者団体の組織等が最大限に発揮できるような体制の構築方を切望する次第です。

【資料 1】 民事調停委員の職業別員数 (平成 14 年 4 月現在)

職 業	員 数
弁 護 士	1, 9 8 4
不 動 産 鑑 定 士	6 5 8
税 理 士	5 6 4
建 築 士	5 3 5
司 法 書 士	4 6 0
医師、歯科医師	3 7 4
土地家屋調査士	3 2 8
公 認 会 計 士	1 8 5
行 政 書 士	3 9
弁 理 士	2 8
そ の 他	8, 0 4 3
合 計	1 3, 1 9 8

【資料 2】 境界鑑定講座受講者数

(中央伝達研修)		
平成 5 年	第 1 回	受講者 5 1 名
平成 6 年	第 2 回	4 3 名
	第 3 回	3 3 名
平成 8 年	第 4 回	4 7 名
平成 9 年	第 5 回	4 8 名
平成 1 0 年	第 6 回	8 7 名
	第 7 回	1 4 7 名
平成 1 2 年	第 8 回	1 0 7 名
	第 9 回	9 4 名
平成 1 3 年	第 1 0 回	9 7 名
		小計 7 5 4 名

(出張研修)		
平成 1 5 年	各ブロック協議会開催	受講者 1, 3 6 4 名
		小計 1, 3 6 4 名

合計 2, 1 1 8 名

【資料 3】 土地境界の確認を必要とする登記申請 (嘱託) 件数

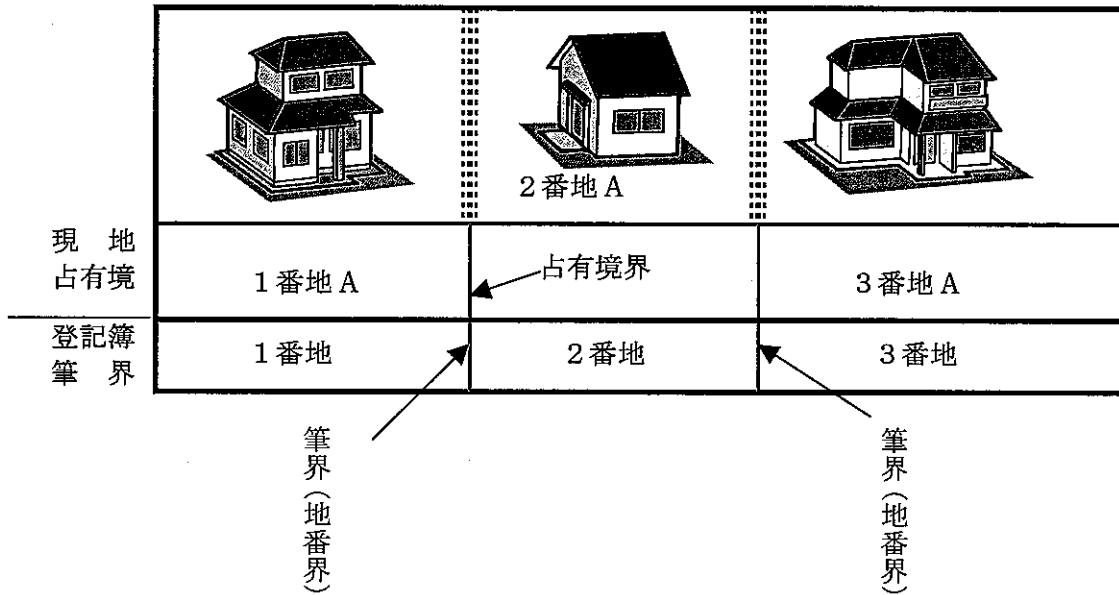
(平成 1 2 年度)

登 記 種 別	件 数	個 数 (筆 数)
土地に関する登記総件数 (表示に関する登記)	4, 2 8 7, 5 6 8	8, 5 7 0, 6 0 3
土 地 表 示 登 記	3 3, 0 1 2	6 0, 9 2 3
土 地 分 筆 登 記	8 4 2, 1 0 6	2, 4 5 1, 2 9 4
地 積 の 変 更 ・ 更 正 登 記	1 7 9, 8 1 2	6 8 3, 4 8 1
土地区画整理、土地改良	4, 4 2 5	8 5 6, 2 5 2
地 図 の 訂 正	7 5 1, 9 0 5	1, 2 6 9, 0 1 0

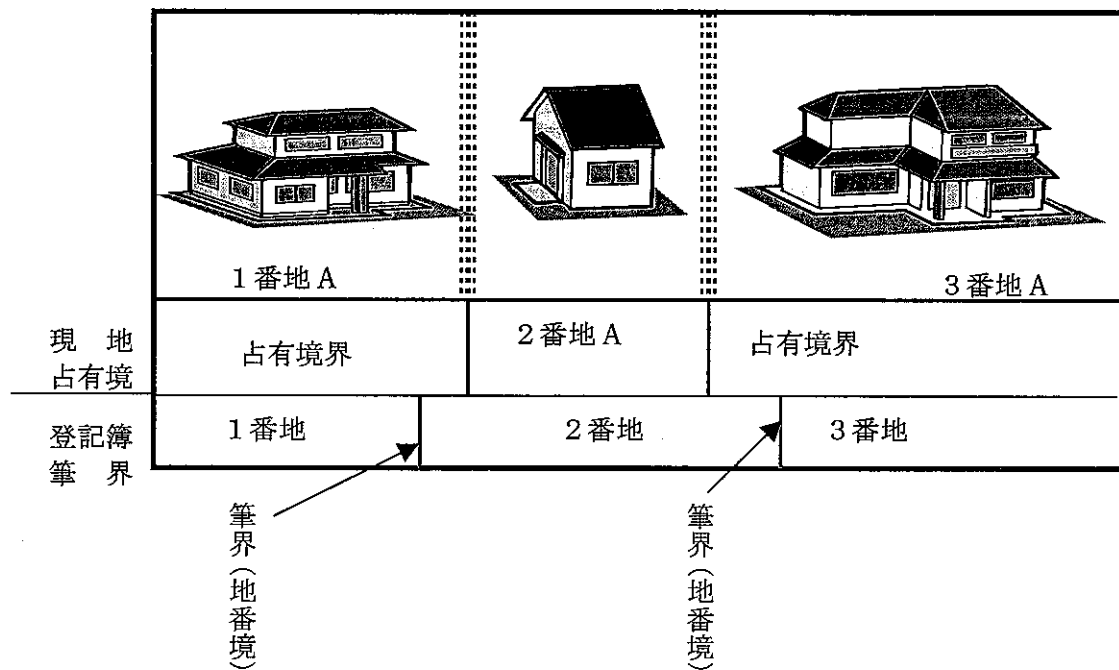
(法務省 第 1 1 4 民事・訟務・人権 統計年報 平成 1 2 年から)

◆ 境界紛争模式図 (筆界の不明を原因とする紛争の場合)

地番境 (筆界) と占有境 (所有権界) の一致 ~ 紛争なし

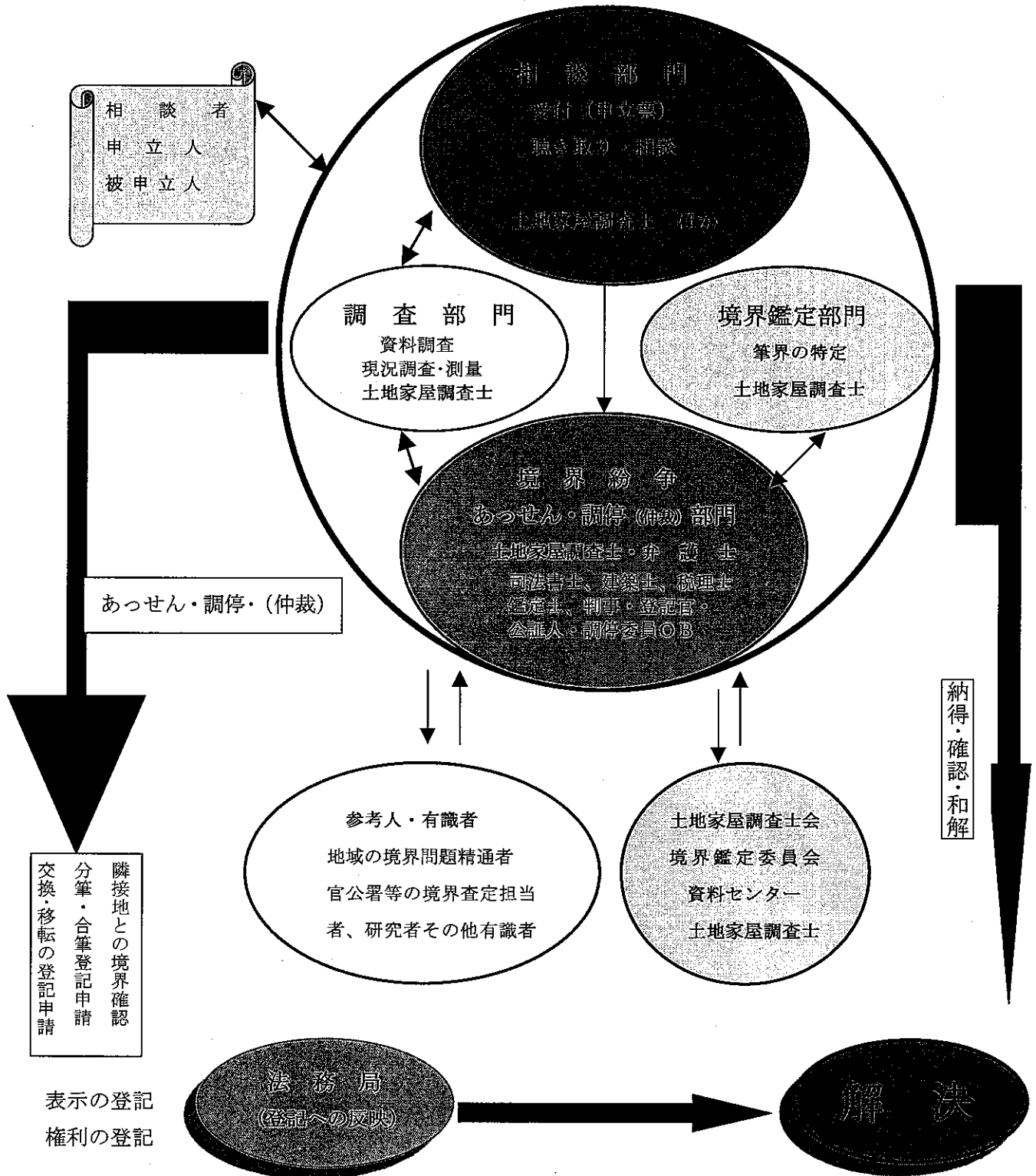


地番境 (筆界) と占有境 (所有権界) の不一致 ~ 境界紛争

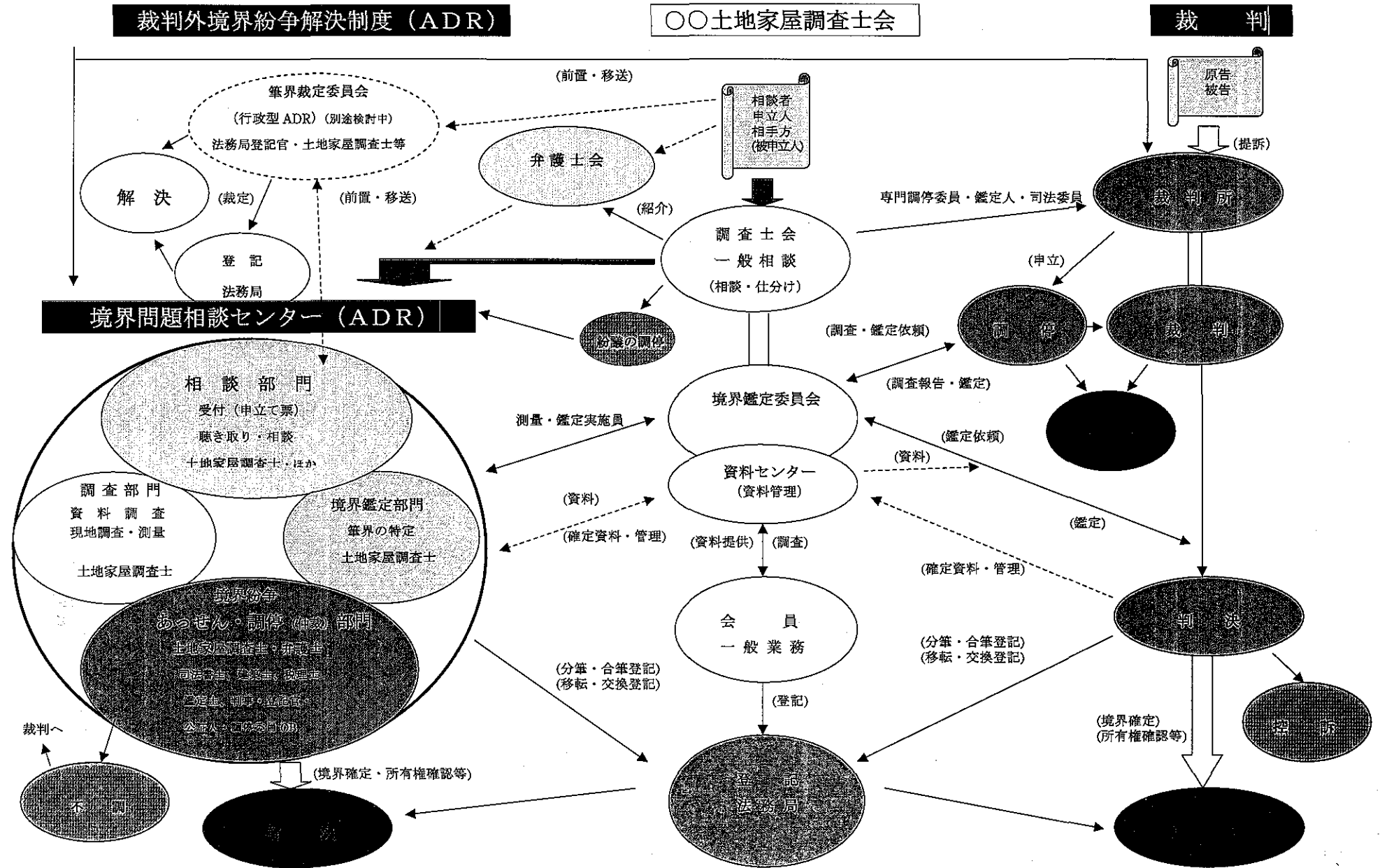


土地家屋調査士会・境界問題相談センター（ADR）イメージ図

境界問題相談センター（ADR）



《 境界問題相談センター（ADR）と裁判制度等との連携 イメージ図 》



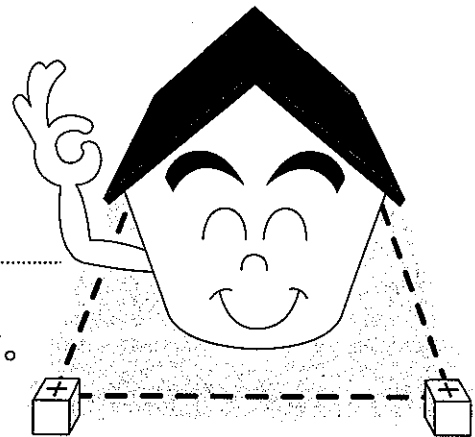
愛知県土地家屋調査士会

あいち境界問題相談センター



自宅の境界を確認したい。
敷地を測ってほしい。
そんなときには、土地家屋調査士へ。

でも、お隣との境界トラブル。
当事者同士では話が進まなくて。
そんな時、ご利用ください。



境界問題の専門家「土地家屋調査士」と
「弁護士」がお二人の話し合いをサポートします。
話し合いが解決したら、その結果を
登記簿や地図に残すこともできます。

料金表（概算）

科目	金額
申立手数料	2万円
調査手数料	3万円 (資料・現地確認等)
期日手数料	5,000円×当事者数×回数
成立手数料	5万円
測量・ 鑑定手数料	事件ごとに見積もり、 予納していただきます。

事案によって、増減があります

「あいち境界問題相談センター」は、専門家による民間型の裁判外境界紛争解決機関です。土地家屋調査士と弁護士が、紛争当事者の間に立ち、専門家の立場から問題の調査・整理をし、お互いに納得のいく形での解決を目指します。

あいち境界問題相談センター

〒461-0018
名古屋市東区主税町二丁目3番地
愛知県土地家屋調査士会内

TEL 052-971-4230

FAX 052-962-4514

ホームページ <http://www.chosashi-aichi.or.jp>

市民
紛争当事者



合意解決

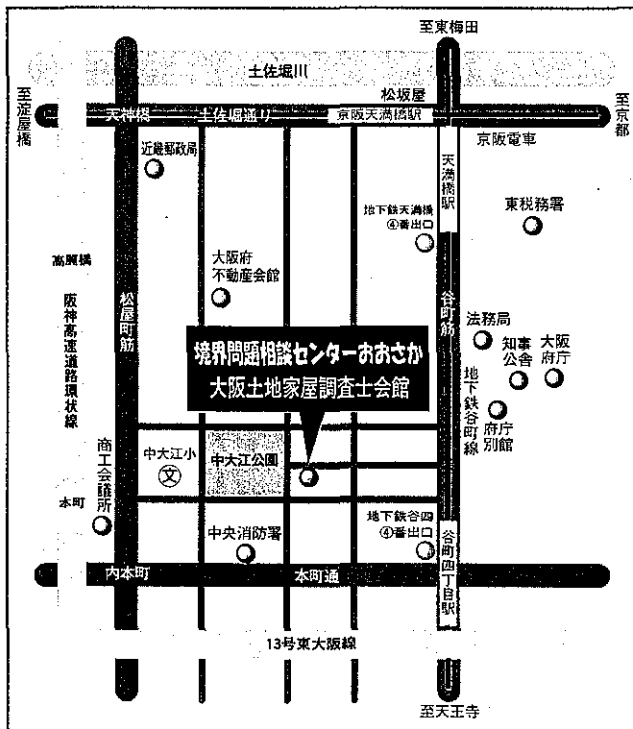
境界問題相談センターおおさか

境界問題でお困りの方

要予約

☎06-6942-8750

ご注意：電話でのご相談はお受けしていません。
当日ご予約なしでお越しになられた場合、
ご相談を受けていただけない場合があります。



※駐車場の設備はありません。

境界問題相談センターおおさか

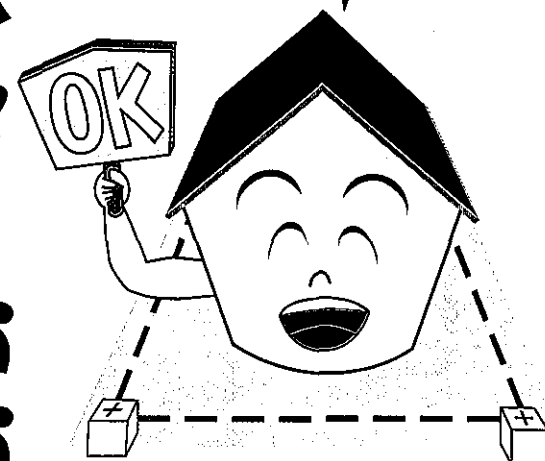
〒540-0023 大阪府中央区北新町3番5号
電話 (06) 6942-8750 (代表)
FAX (06) 6942-8751番
E-mail: soudan@chosashi-osaka.jp
(大阪土地家屋調査士会館内)

境界問題相談センターおおさか

境界の専門家
土地家屋調査士と
法律の専門家
弁護士との協働による

紛争解決機関

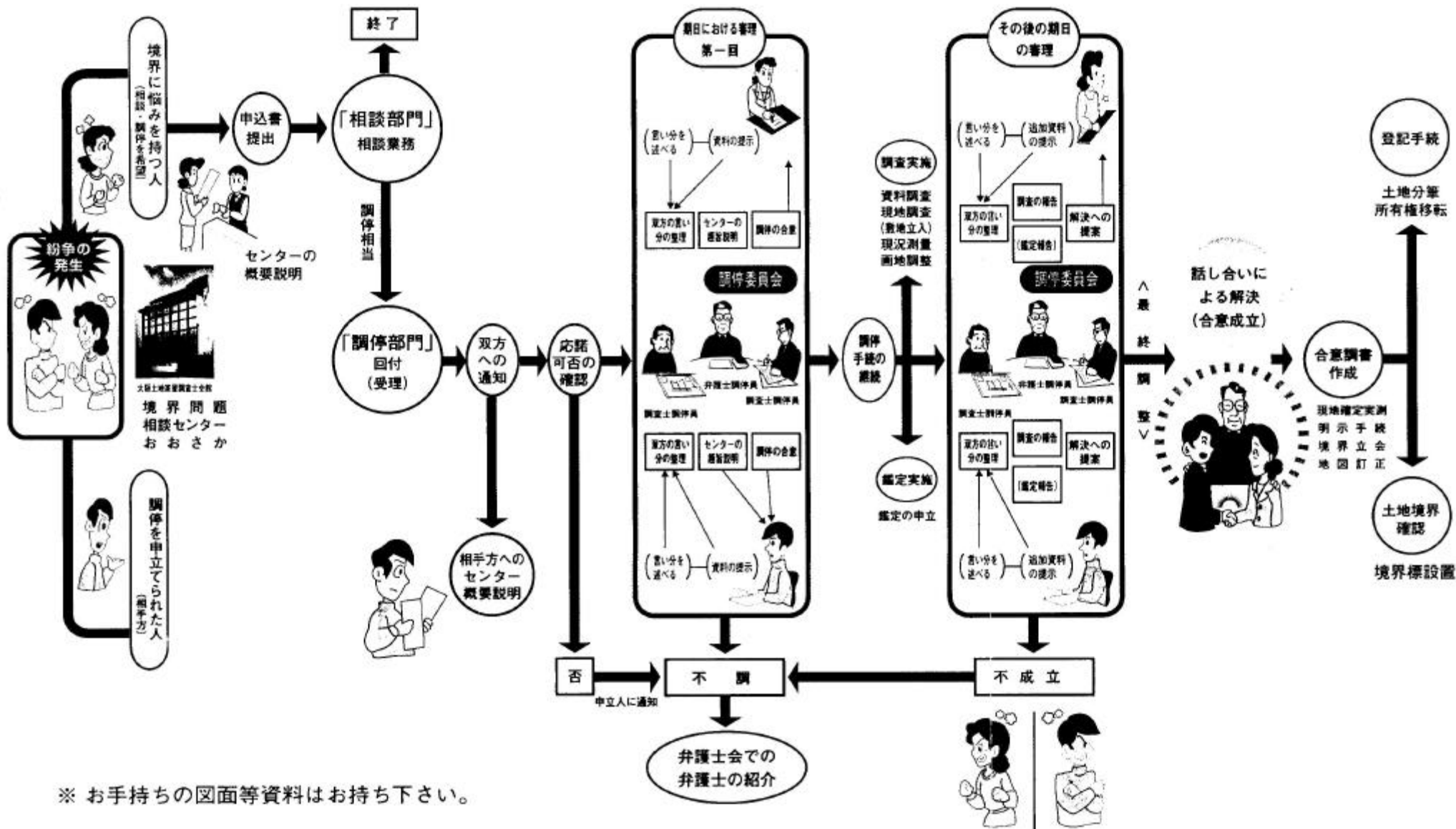
土地の境界問題で
お困りの方
境界問題相談センターおおさか
で解決できるよ!



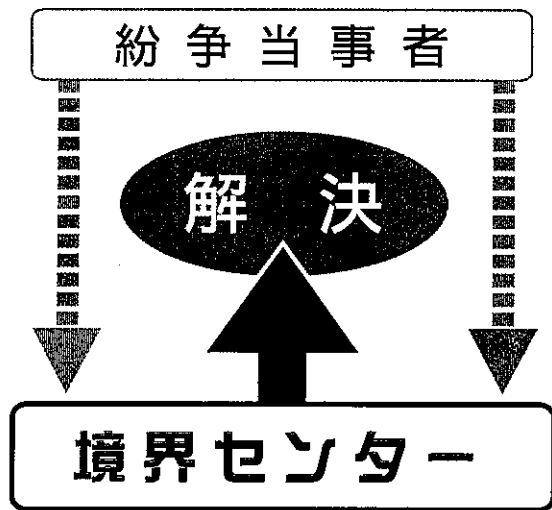
大阪土地家屋調査士会
大阪弁護士会

I 合意調書作成までの費用	
相談	① 相談手数料 (相談者負担) 10,000円
	② 2回目以降 (相談者負担) 5,000円
	③ 基本調査費 (相談者負担) 30,000円 (但し、資料の補完を必要とする場合)
調停	① 申立手数料 (申立人負担) 10,000円
	② 期日手数料 (双方負担) 当事者1人につき5,000円×回数 (2時間を超える場合5,000円加算)
	③ 成立手数料 (双方負担) 大阪弁護士会報酬規定の境界に関する事件等の報酬金の下限に準ずる。 (負担割合は合意による)
補助業務	調査・測量・鑑定費用 相談・調停手続きの補助業務。双方負担…負担割合は合意による 但し、大阪土地家屋調査士会報酬基準に準ずる。なお、相談時に 補完した資料はこれを援用し、その際の基本調査費は清算する。
II 合意調書作成後の費用 (各自がそれぞれ別途負担とする。)	
諸費用	1. 境界標設置費用 (合意内容により必要な場合)
	2. 登記費用
	3. 登録免許税
	4. 司法書士報酬
	5. 合意内容を履行するための諸費用

手続きの流れ



※ お手持ちの図面等資料はお持ち下さい。



費用概要

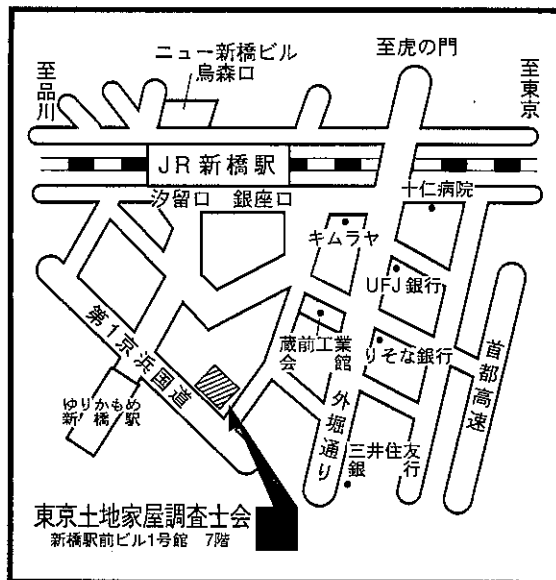
申立費用	20,000円
事前調査費用	30,000円
期日費用	10,000円 (期日毎申立人・相手方各自負担)
成立費用	別途規定による
調査・測量費用	随時見積金額による (委嘱)
鑑定費用	随時見積金額による (委嘱)
その他立替費用	実費 (登記印紙、公租公課等)

境界紛争でお困りの方、まずはお電話下さい

☎要予約 03-3573-1010

受付/月～金 10:00～17:00 (土・日・祝は除く)

ご注意：当日ご予約なくお越しになられても、ご相談を受けられない場合があります。ご了承下さい。



*駐車場はございません。

境界センター

東京土地家屋調査士会 境界紛争解決センター

〒105-0004 港区新橋2丁目20番15-701号
(新橋駅前ビル一号館7階)

電話 03-3573-1010

FAX 03-3575-4770

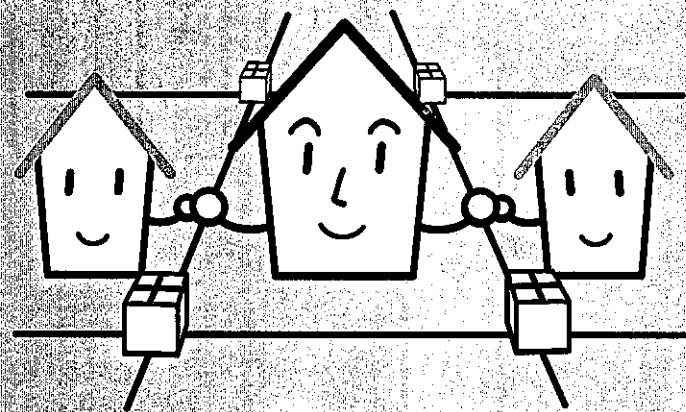
E-mail center@tokyo-chousashi.or.jp

境界紛争の解決を
境界の専門家、土地家屋調査士と
法律の専門家、弁護士が
支援いたします。

境界センター

東京土地家屋調査士会 境界紛争解決センター

土地の境界紛争でお困りの方
「境界センター」へ
ご相談されてみませんか

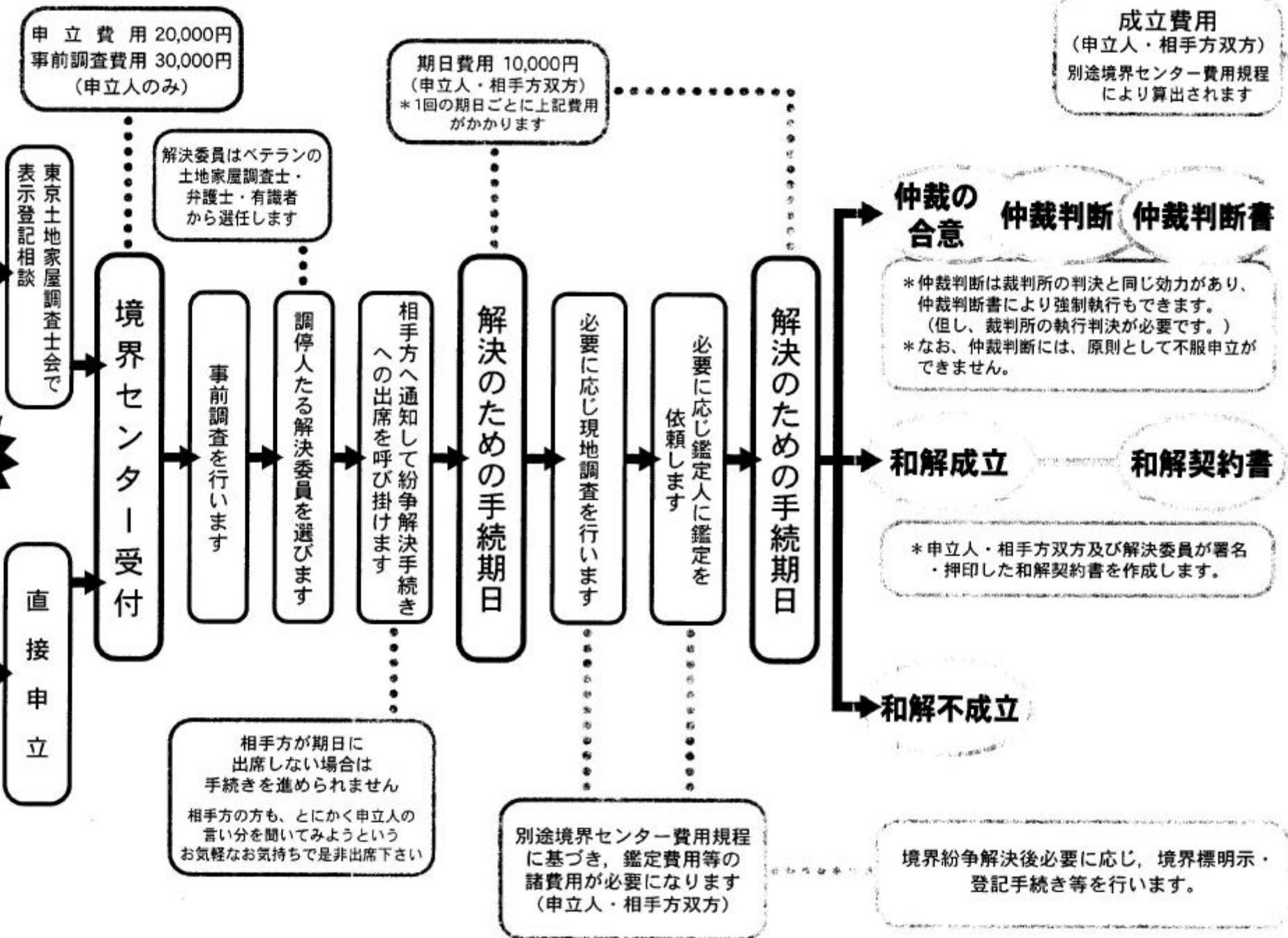


東京土地家屋調査士会

【協力】

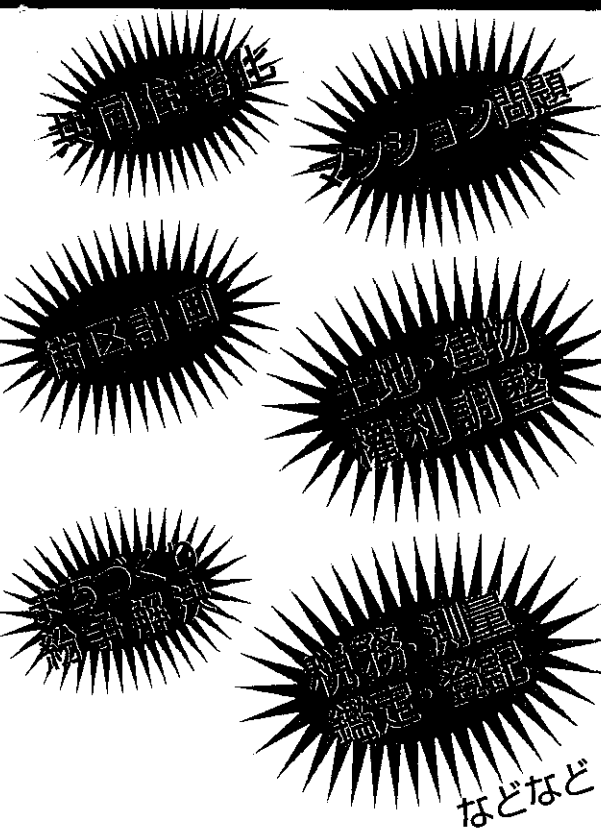
東京弁護士会
第一東京弁護士会
第二東京弁護士会

境界紛争



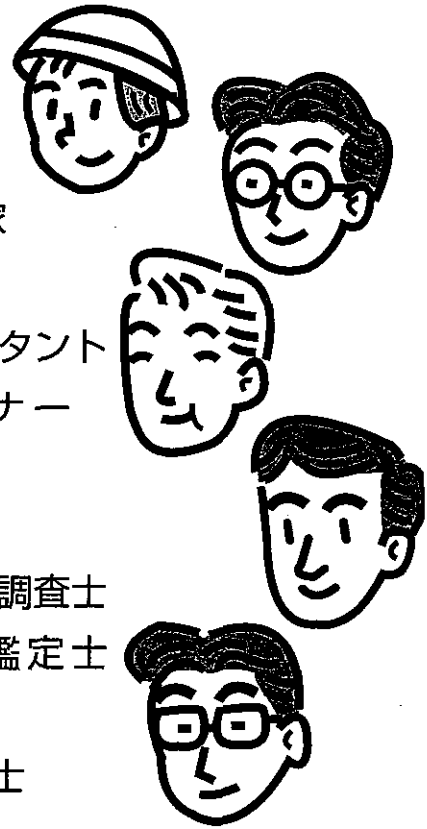
9団体から選りすぐりの専門家が チームを組んであなたの相談にあたります。

- 大阪弁護士会
- 神戸弁護士会
- 近畿税理士会
- 土地家屋調査士会近畿ブロック協議会
- 社団法人日本不動産鑑定協会近畿会
- 近畿司法書士会連合会
- 社団法人日本建築家協会近畿支部
- 近畿建築士会協議会
- 建築士事務所協会近畿ブロック協議会



派遣専門家

- 学 者
- コンサルタント
- プランナー
- 弁護士
- 税理士
- 土地家屋調査士
- 不動産鑑定士
- 建築士
- 司法書士



●相談料・コンサルタント料
などは、各種支援事業によ
ってまかなわれます。
(この機構の支援は、事業が進み出す前の
計画づくりを対象としています。)

●学会の協力も得られます。
(協力団体)
社団法人日本建築学会近畿支部
都市住宅学会関西支部

受付は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで



神戸支所事務所
神戸市中央区花隈町9-11
ハートネットワークセンター内
TEL.078-360-1181

本部事務所
神戸市中央区橋通1-4-3 神戸弁護士会館内
TEL.078-362-8700

大阪支所事務所
大阪市北区西天満2-1-2 大阪弁護士会館内
TEL.06-364-3050

司法制度改革推進本部 御中

「司法ネット」構想に対する意見

平成15年7月22日

日本税理士会連合会

常日頃は、税理士業界に対し、格別のご高配を賜り深謝申し上げます。

司法制度改革に対する貴本部のこれまでの熱意とご尽力に対し、深く敬意を表する次第であります。

平成15年7月4日付にてご依頼いただきました表題に関し、以下当会としての意見を申し述べます。

「司法ネット」構想の検討過程におきましては、当会の意見をご斟酌いただきますようお願い申し上げます。

記

一 税理士業界におけるアクセスポイントとしての活動の現況について

税理士は、平成15年3月末日現在、全国に66,674人おり、国民の間で税に関する身近な専門家として定着している。

日本税理士会連合会は、税理士の社会公共的使命を果たすために、税理士法の定め（税理士法第49条の2第2項第9号「委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務」）に基づく税務援助事業のほか、社会貢献の一環としても納税者に対する税務相談を含め諸々の税務指導を行っている。

税理士会が行うこれらの援助事業は、税法に関する国民に開かれた税務相談の窓口事業として40年以上の歴史を持つものである。

その事業の内容は、納税者ニーズが最も高まる確定申告期における税務相談のほか、常設のアクセスポイントとして全国に税務指導所を設置しあるいは一定の範囲で税理士事務所を開放することによる税務指導・相談、商工会議所をはじめ、商工会等の中小企業団体等や地方公共団体へ税理士を派遣しての税務指導・相談事業が中心となっている。

援助事業等としての平成14年度実績は、別添参考資料のごとく全国496の支部で、延べ163,515人の税理士が従事し、指導納税者は1,269,353人に上り、司法過疎といわれる地域（離島など）を含む全国のあらゆる地域において、国民に身近な税務サービスの提供（相談等）を行っている。

また、情報の提供手段としては、日本税理士会連合会並びに全国15の税理士会又支部などにおいてもホームページを開設しており、税務情報をはじめ納税者にとって必要な諸々の情報提供を通じ、納税者の利便性の確保に努めている。

二 「司法ネット」構想の具体的制度設計に際しては、税理士会の実績と税理士の専門家としての能力を活用していただきたい。

司法ネット構想は、①国民のために、国民が全国どの地域にあっても法的紛争解決のための情報を得られるよう司法アクセスポイントを設け、②国民だれもが法律サービスを受けられる仕組みを整備することが必要であり、さらに、③これらの政策を実施するために、国民生活に不可欠なインフラとして官民協働でこれを整備する必要があるとしている。

司法、特に税務に関する分野に関しては、税理士会の社会貢献の一環として実績を積んできた税務相談を中心とした援助事業などを再確認いただき、「司法ネット」構想を実現する際には、税理士会の実績を評価していただきたい。

また、税理士の業務は委嘱者との顧問契約が中心であり、委嘱者との信頼関係により成り立っているため、自己の事務所を有する税理士が特定の団体等に常勤的な対応をすることは極めて困難である。こうした税理士の業務実態に鑑み、これまで税理士会は、税務サービス提供を望む団体等とはその立場や役割に応じて相協力してきた。このような「依頼団体などの本来の機能」と「税理士会はその職業的能力」をそれぞれ提供してきた経緯についても、十分な配慮をしていただきたい。

したがって、「司法ネット」に参画する個々の税理士の活用については、税理士会及びその支部による会員の派遣方式が可能かどうかを検討していただきたい。

以上

参 考 資 料

- | | |
|--------------------------------|-----|
| 1. 税務援助の実施の基準に関する規則 | 4頁 |
| 2. 税務指導所の現状と今後のあり方について(報告)(抜粋) | 7頁 |
| 3. 平成14年度税務援助等事績 | 12頁 |
| 4. 税金なんでも相談室運営要領等(東京税理士会) | 19頁 |

○ 税務援助の実施の基準に関する規則

昭和55年10月2日
制 定
変更 平成元年3月23日
平成2年1月23日
平成13年10月18日

(趣旨)

第1条 この規則は、日本税理士会連合会(以下「本会」という。)会則第67条第2項の規定に基づき、税理士会の税務援助(会則第66条に規定する施策をいう。以下同じ。)の実施において準拠すべき基準に関し、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 税務援助の対象者は、税理士又は税理士法人が関与していない小規模零細納税者(会則第66条に規定する者をいう。以下同じ。)で、次の各号に該当する者とする。

(1) 小規模事業所得者

(2) 税理士会が、地域の実情その他を考慮して税務援助を必要とすると認める者

2 前項の対象者は、前年分所得金額(専従者控除前又は青色特典控除前)を基準として選定する。

(税務援助業務の範囲)

第3条 税務援助として実施する業務は、次の事務とする。

(1) 税務に関する相談

(2) 記帳に関する指導

(3) 税務書類作成に関する指導

2 税理士会は、前項に定める事務のほか、必要に応じて次の事務を税務援助業務の範囲に加えることができる。

(1) 会計帳簿の記帳代行

(2) 税務申告に係る決算代行又は決算書の作成

(3) 納税申告書その他税務書類の作成

(税務援助業務の報酬)

第4条 前条第1項に定める事務は、無償とする。

2 前条第2項に定める事務の報酬は、著しく低い報酬の額によるものとする。

(指定税理士等)

第5条 税理士会は、その所属する税理士又は税理士法人のうちから希望その他適宜

の方法により選任した者（以下「指定税理士等」という。）を税務援助に従事させなければならない。

- 2 税理士会は、指定税理士等の氏名又は名称その他必要な事項を記載した名簿を備えなければならない。

（指定税理士等の職責）

第6条 指定税理士等は、本会及び税理士会の会則、規則その他の定めに従い、誠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 指定税理士等は、税務援助に従事するに当たり、税理士会の会員の業務を侵害することのないよう留意しなければならない。

（税務援助への協力義務）

第6条の2 税理士又は税理士法人は、その事務所に所属する税理士が行う税務援助業務に理解を示し、協力をしなければならない。

（税務援助の実施方式）

第7条 税務援助の実施方式は、次のとおりとする。

- (1) 税務指導所方式 税理士会が設けた税務援助を実施するための施設（以下「税務指導所」という。）において指定税理士等が従事するものをいう。
- (2) 協議派遣方式 国若しくは地方公共団体又はこれらから納税者を指導する事業を実施するために補助金等の交付を受けている団体及びその他の団体で、本会若しくは税理士会が指定する団体（以下「団体等」という。）との協議に基づき、指定税理士等を派遣して実施するものをいう。
- (3) 確定申告相談方式 所得税確定申告期において、税理士業務の社会への対応性を考慮し、指定税理士等のみならず税理士会の会員全員が従事して実施するものをいう。

（単独契約の禁止）

第8条 税理士会の会員は、この規則の定めによらないで、前条第2号に規定する団体等から税務援助に関して委嘱を受けてはならない。

（委員会等の設置）

第9条 税理士会は、税務援助を実施するため、部又は委員会を設けなければならない。

（支部への委任）

第10条 税理士会は、税務援助の実施に関し、その一部を支部に委任することができる。

(細則への委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、税務援助の実施の基準に関し必要な事項は、細則で定める。

(規則の改廃)

第12条 この規則を改廃しようとするときは、総会の議を経なければならない。

附 則

- 1 この規則は、昭和55年10月13日から施行する。
- 2 「公益団体等に対する税理士の派遣に関する規則」は、廃止する。
- 3 第6条に規定する施設については、当分の間、第5条の規定により選任された指定税理士の税理士事務所を当該施設の一部とすることができるものとする。

附 則 (平成元年3月23日)

- 1 この改正規定は、平成元年3月23日から施行する。
- 2 附則第3項中「第6条に規定する」を「第7条第1号の」に、「第5条」を「第5条第1項」に、「の一部とすることができるものとする。」を「とみなすことができる。」に改める。
- 3 当分の間、零細な法人で特別の事情を有すると認められるものは、第7条第2号の規定に基づいて実施する国及び日本税務協会との協議派遣に限り、これを小規模零細納税者とみなす。

附 則 (平成2年1月23日)

この改正規定は、平成2年1月23日から施行する。

附 則 (平成13年10月18日)

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

税務指導所の現状と今後のあり方について(報告)(抜粋)

平成9年6月5日

Ⅲ 税務指導所の現状について

1. 税務指導所の現状

現在税務指導所は、全国で388個所設置されており、各税理士会における設置状況については、①すべての支部に指導所を設置(2税理士会・65個所) ②一部の区域・期間に限定して設置(9税理士会・319個所) ③設置していない(3税理士会)と分類することができる(但し、東京地方会では一部の支部で自主的に設置している)。なお、税理士従事日数は18,074日、指導納税者数は63,059名となっている(平成7年度税務援助実績報告書)。

指導所を設置している税理士会は、実施要領を作成し、主として支部を中心に運営に当たっている。運営状況は概ね次のとおりである。

(1) 指導所の目的

小規模納税者に対する税理士会の自主的な指導体制の確立を目指し、税務援助施策の実現のための拠点として、指導所を設置する。

(2) 指導所の設置の形態

税務指導所設置の形態は、各会での歴史的な事情から、次のように分類することが出来る。

① 設置している

a) すべての支部に設置…東京会・名古屋会

b) 一部の支部等に設置

1) 積極的に支部設置を推進…東海会

2) 県会等の会館などに設置…東北会

3) 上記以外の設置……………関東信越会・近畿会・北海道会・北陸会・

中国会・四国会

② 他団体と提携して指導所を設置

九州北部会では、税理士会・国税局・商工会議所(商工会)の三者運営による「税務相談所」が設置されている。この税務相談所は30年以上の歴史を持ち、九州北部会管内のすべての商工会の地域に設置され(平成9年・225個所)、活動している。

③ 設置していない…東京地方会・南九州会・沖縄会

設置していない3つの税理士会における「指導所」の業務に該当する施策は、支部組織

の中に小企業指導部等の名称で組織化され、指定された税理士が輪番で当たっている。
この場合指導対象者が1年限りで翌年以降に繰り越されないのが特徴である。

設置している支部と設置していない支部との詳細についてはそれぞれ実態調査を行っている（6頁以下参照）。

(3) 指導対象者

税理士無関与の小規模事業所得者およびこれに準ずる者で税理士会が必要と認める者として、弾力的な取扱いを定めているところが多い。

指導対象者の選定方法

- ①直接来所
- ②新規青色継続記帳指導
- ③日税協の記帳指導
- ④税務署からの紹介
- ⑤白色記帳指導

(4) 指導所の業務と報酬

- ①税務相談
- ②記帳指導
- ③申告指導
- ④記帳代行
- ⑤決算代行作成
- ⑥納税申告書の作成等

上記①～③は原則無償、④～⑥は低額有料（報酬規定の概ね100分の20）のところが多い。

(5) 指導期間

原則2年間とし、その後は自主申告または税理士の通常関与としている。しかし、実情は2年を過ぎても卒業できない対象者も多く、止むを得ず指導に依っているケースも多々ある。その結果、指導期間の長期化、対象者の長期滞留となり、指導所の財政や指導方法に大きな影響を与えている。

(6) 指導所の財政

指導所の収入・支出は次のようになっている。

<収入>①自主指導収入

- ②税理士会補助金
- ③支部助成金

<支出>①指定税理士謝金

- ②指導所人件費
- ③指導所経費

指導所の収入は自主指導収入が50%から75%前後となっており、それ以外は税理士会や支部からの助成金によって賄われている。

収支については指導所の運営状況によって区々であるが、税理士会の助成によって維持運営されている状況は変わらない。

なお、九州北部会は、他団体との提携運営であり、税理士の役務提供のみで、税理士会の財政負担がない点が注目される。

2. 税務指導所を設置している支部としていない支部との比較について

当部では税務指導所の現状を把握するため、指導所を設置している支部としていない支部との比較を行なうこととした。東京会は指導所を全支部に設置しており東京地方会は原則として指導所を設置していないところから、東京会と東京地方会の各一支部を抽出し、それぞれ支部長・支部の税務援助対策部長など現場責任者から現状報告を受け、その結果に基づき両者の比較検討を行った(7頁参照)。

両支部とも税務援助事業にはそれぞれ積極的に取り組んでおり、指導所運営以外は税務援助事業の取り組みに大きな差異はみられなかった。

両支部の税務指導所事業に関する比較の要点は次のとおりである。

東京会と東京地方会の税務指導所事業に関わる比較

(平成9年2月現在)

区分	東京会の支部	東京地方会の支部
税務指導所設置	有	無
支部会員数	202名	178名
支部組織との関係	税務経営指導所運営細則を定め、運営委員会を設置し支部と分離して運営している。	支部組織に担当部(税務援助部、小企業指導部、学術研究部)をおき、支部事務局にて事業を実施している。
指導の状況	専任の事務局職員(2名)が記帳指導・記帳代行を行っている(48件)。	継続記帳指導(会議所、日税協等の業務)は小企業指導部(20名)が分担して実施する。記帳代行は行っていない。
税務指導所および税務援助関係予算について	税務経営指導所の予算決算報告を支部会計と別に報告承認を受けている。 (収入のうち) 自主指導収入 3,725千円 税理士会助成金 1,440千円 支部助成金 504千円	支部予算の中で処理する。 指導謝金は税理士個人へ直接入金する。 (支部予算) 小企業指導部 1,350千円
主な相違点	①記帳指導の専任職員がいる(2名)。 ②本会が助成金(年間144万円)を支出している。 ③当初200件以上の指導対象者を抱えていたが、会員に引き受けてもらうなどして縮小してきている(現在48件)。 ④指導期間は2年。	①支部組織の中に相談部、小企業指導部をおき、小企業指導部が継続記帳指導等の業務を行っている(税理士20名参加)。 ②指導対象者(カード)は1年限りで返却し、翌年へ引継がない。

東京会の支部にあつては、指導所は別組織となっているため、一般会員の指導に従事する負担は少ないと考えられるが、かわりに税理士会および支部の助成金等の支出が必要となっている。

東京地方会の支部にあつては、支部組織の中に小企業指導部をおき、希望する税理士が担当して継続記帳等の一連の指導を税理士事務所で行っている。担当者の割当て、また指導終了後の報酬の支給等、業務が多くなっており、支部担当役員の負担が増加している状況である。

指導所を設置している場合も設置していない場合も、それぞれに問題を抱えており、現状を改善していく必要があるものと思われる。

税務指導所方式に関する実施状況

(平成9年5月実施)

	1. 形態別設置数(単位:箇所)			2. 施設所有 (単位:箇所)					3. 業務内容	4. 常勤従事員配置支部数				5. 運営資金等 (単位:箇所)						
	①税理士会・支部	②他団体提携	③合計	①税理士会	②協同組合	③提携団体無償提供	④借上	⑤その他		税理士		職員		税理士会・支部助成金		団体等の補助金		謝金・報酬等		
										有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	
北海道	5		5	1			4		イ～	イ. 税務相談 ロ. 記帳指導 ハ. 税務書類の作成指導 ニ. 記帳代行 ホ. 決算代行・作成 ヘ. 税務申告書等作成 ト. その他	1	4	5		5	0	1	4	3	2
東北	7		7	1	6				イ、ニ、ト (確申期援助)		3	4	6	1	7			7		7
関東信越	26		26	2	4		20		イ～ト			26	15	11	26			26		
東京	48		48	(支部) 48					イ～ト		48		48		48					
東京地方	1	2	3	3					イ～ハ		3		1		3			3		3
東海	16		16	3	1		12		イ～			16	16		16			16		
名古屋	17		17	(支部) 3			10	(銀行無償) 4	イ～		2	15	14	3	17			17	12	5
近畿	17	2	19	4	2	5	8		イ～		0	19	10	9	19		2			
北陸	7		7		4		2		イ～ロ、ハ			7		7	7			7	7	
中国	11		11			1	10		イ～		11		10	1	11				11	
四国	4		4	4					イ			4		4	4			4		4
九州北部		* 225	225					225	イ～		17	208	225							
南九州	税務指導所の設置はない。																			
沖縄	税務指導所の設置はない。																			
合計	159	229	388	69	17	6	66	230	イ(12)、ロ(10)、ハ(9)、ニ(9)、ホ(8)、ヘ(9)、ト(3)	85	303	350	36	163	0	3	84	33	21	

税務援助等事績 (平 14. 4. 1 ~ 15. 3. 31)

(表1) 税理士会合計

	会 員 数 平15. 3. 31現在	税理士従事日数(延日数)				指導納税者数(実数)				
		税務指導所・ 協議派遣	確定申告相談	無料税務相談	合 計	税務指導所・ 協議派遣	確定申告相談	無料税務相談	合 計	
東 京	17,590	11,058.0	6,699.0	1,214.5	18,971.5	25,006	97,278	30,741	153,025	
東 京 地 方	4,295	4,695.0	3,424.0	248.0	8,367.0	9,393	49,227	2,265	60,885	
千 葉 県	2,221	2,619.5	1,075.0	185.0	3,879.5	6,775	29,138	2,318	38,231	
関 東 信 越	6,872	8,131.8	8,847.0	9,092.5	26,071.3	67,806	132,507	849	201,162	
近 畿	12,679	25,667.5	14,045.0	337.5	40,050.0	59,695	214,883	3,560	278,138	
北 海 道	2,003	2,062.0	2,868.0	455.0	5,385.0	12,887	37,610	1,797	52,294	
東 北	2,672	2,656.5	2,267.0	1,340.0	6,263.5	44,488	22,208	3,638	70,334	
名 古 屋	3,750	4,952.5	2,362.0	273.0	7,587.5	12,651	28,242	1,296	42,189	
東 海	3,821	6,963.0	2,928.0	31.0	9,922.0	24,790	42,607	584	67,981	
北 陸	1,274	1,888.0	1,310.0	65.0	3,263.0	7,982	16,340	460	24,782	
中 国	3,001	4,696.0	4,499.0	672.0	9,867.0	10,794	63,022	5,681	79,497	
四 国	1,538	2,153.0	1,281.0	618.0	4,052.0	15,529	14,616	1,121	31,266	
九 州 北 部	2,738	9,068.0	4,044.0	27.0	13,139.0	44,452	67,258	110	111,820	
南 九 州	1,899	1,721.0	1,836.0	2,612.0	6,169.0	26,512	25,043	957	52,512	
沖 縄	321	63.0	419.0	46.0	528.0	362	4,330	545	5,237	
合 計	66,674	88,394.8	57,904.0	17,216.5	163,515.3	369,122	844,309	55,922	1,269,353	
対前年比増減	1.4%	-6.1%	-3.1%	-5.9%	-5.0%	-5.7%	-1.3%	-1.1%	-2.6%	

(表2) 税務指導所方式および協議派遣方式による税務援助(いわゆる白色記帳指導分を除く)

	1 税務指導所方式				2 協議派遣方式					
	(1)指導所(常設)		(2)相談所等(定期・臨時)		(1)日本税務協会(税務署)		(2)商工会議所		(3)商工会	
	税理士従事日数	指導納税者数	税理士従事日数	指導納税者数	税理士従事日数	指導納税者数	税理士従事日数	指導納税者数	税理士従事日数	指導納税者数
東京	1,367.0	1,103	143.5	1,025	3,624.0	3,725	2,244.0	2,244	150.0	26
東京地方	0.0	0	36.0	17	2,366.0	816	1,009.0	833	209.0	845
千葉県	0.0	0	54.0	205	1,436.0	1,362	204.0	900	198.5	1,795
関東信越	770.0	1,382	221.5	1,626	3,029.3	9,548	930.0	11,661	2,105.5	25,745
近畿	1,285.0	1,481	—	—	13,103.5	9,347	5,869.5	4,417	777.5	8,382
北海道	332.0	46	11.0	58	1,266.0	914	55.0	2,144	242.0	6,371
東北	889.0	850	—	—	—	—	356.5	8,261	1,161.0	25,994
名古屋	1,889.0	1,305	—	—	1,537.0	2,657	623.0	2,873	637.5	4,135
東海	2,112.0	1,003	0.0	0	1,984.0	4,752	1,797.0	11,606	(2)商工会議所に含む	
北陸	—	—	31.0	174	1,234.0	1,016	143.0	974	404.0	4,752
中国	1,219.0	843	47.0	224	2,245.0	2,101	783.0	2,027	142.0	3,877
四国	185.0	213	9.0	56	806.0	598	400.0	5,241	695.0	9,172
九州北部	—	—	76.0	300	1,692.0	1,752	7,300.0	42,400	(2)商工会議所に含む	
南九州	—	—	—	—	0.0	0	232.0	3,110	853.0	12,898
沖縄	—	—	—	—	20.0	20	5.0	41	37.0	278
合計	10,048.0	8,226.0	629.0	3,685.0	34,342.8	38,608	21,951.0	98,732	7,612.0	104,270

(注)東海・九州北部2-(2)は、(3)の事績を含む。

(4) 青色申告会・納税協会等		(5) 法人会		(6) 地方公共団体		(7) その他(農協・金融機関等)		計(1+2)	
税理士従事日数	指導納税者数	税理士従事日数	指導納税者数	税理士従事日数	指導納税者数	税理士従事日数	指導納税者数	税理士従事日数	指導納税者数
563.0	3,580	810.0	9,244	1,579.5	2,931	577.0	1,128	11,058.0	25,006
434.0	2,869	181.0	1,463	373.0	2,320	87.0	230	4,695.0	9,393
158.0	780	177.0	1,034	181.0	300	211.0	399	2,619.5	6,775
905.0	13,535	12.0	300	45.0	788	113.5	3,221	8,131.8	67,806
4,329.0	34,797	—	—	303.0	1,271	—	—	25,667.5	59,695
109.0	3,170	0.0	0	35.0	60	12.0	124	2,062.0	12,887
154.0	6,473	—	—	—	—	96.0	2,910	2,656.5	44,488
221.0	1,480	—	—	39.0	186	6.0	15	4,952.5	12,651
762.0	6,295	55.0	25	70.0	352	183.0	757	6,963.0	24,790
65.0	627	4.0	72	0.0	0	7.0	367	1,888.0	7,982
64.0	1,145	0.0	0	54.0	86	142.0	491	4,696.0	10,794
4.0	10	6.0	5	0.0	0	48.0	234	2,153.0	15,529
—	—	—	—	—	—	—	—	9,068.0	44,452
574.0	9,538	0.0	0	12.0	145	50.0	821	1,721.0	26,512
1.0	23	—	—	—	—	—	—	63.0	362
8,343.0	84,322	1,245.0	12,143	2,691.5	8,439	1,532.5	10,697	88,394.8	369,122

(表3) 確定申告相談方式による税務相談

	3 確定申告相談方式										
	(1) 無料相談				(2) 有料相談		(3) 給与・年金所得の還付申告者の集合指導		計		
	署内コーナー		署外相談所								
	税理士従事日数	指導納税者数	税理士従事日数	指導納税者数	税理士従事日数	指導納税者数	税理士従事日数	指導納税者数	税理士従事日数	指導納税者数	
東京	704.5	17,152	5,622.5	74,973	27.0	6	345.0	5,147	6,699.0	97,278	
東京地方	0.0	0	2,892.0	41,737	67.0	225	465.0	7,265	3,424.0	49,227	
千葉県	24.0	78	1,003.0	24,406	2.0	1	46.0	4,653	1,075.0	29,138	
関東信越	1,430.0	17,140	3,105.0	37,108	7.0	30	4,305.0	78,229	8,847.0	132,507	
近畿	—	—	14,045.0	214,883	—	—	(署外相談所に含む)	(署外相談所に含む)	14,045.0	214,883	
北海道	675.0	1,699	2,123.0	35,542	55.0	107	15.0	262	2,868.0	37,610	
東北	601.0	4,952	1,617.0	16,820	—	—	49.0	436	2,267.0	22,208	
名古屋	—	—	2,109.0	24,154	—	—	253.0	4,088	2,362.0	28,242	
東海	91.0	1,461	2,624.0	37,836	205.0	2,357	8.0	953	2,928.0	42,607	
北陸	339.0	3,050	449.0	5,789	—	—	522.0	7,501	1,310.0	16,340	
中国	3,340.0	45,260	1,159.0	17,762	—	—	—	—	4,499.0	63,022	
四国	768.0	8,683	419.0	4,870	16.0	76	78.0	987	1,281.0	14,616	
九州北部	4,030.0	67,195	署内コーナーに含む		14.0	63	—	—	4,044.0	67,258	
南九州	1,433.0	19,364	6.0	78	—	—	397.0	5,601	1,836.0	25,043	
沖縄	246.0	3,222	76.0	549	—	—	97.0	559	419.0	4,330	
合計	13,681.5	189,256	37,249.5	536,507	393.0	2,865	6,580.0	115,681	57,904.0	844,309	

(注) 九州北部の3-(1)は署外相談所の事績を含む。

(表4) 無料税務相談

	4 無料税務相談							
	(1) 税理士記念日		(2) 税を知る週間		(3) その他		計	
	税理士従事日数	指導納税者数	税理士従事日数	指導納税者数	税理士従事日数	指導納税者数	税理士従事日数	指導納税者数
東 京	302.0	2,951	496.5	2,680	416.0	25,110	1,214.5	30,741
東 京 地 方	61.0	877	167.0	1,342	20.0	46	248.0	2,265
千 葉 県	69.0	1,649	112.0	608	4.0	61	185.0	2,318
関 東 信 越	5,547.0	185	3,353.0	305	192.5	359	9,092.5	849
近 畿	81.0	1,068	193.0	1,577	63.5	915	337.5	3,560
北 海 道	227.0	660	147.0	325	81.0	812	455.0	1,797
東 北	678.0	1,792	350.0	283	312.0	1,563	1,340.0	3,638
名 古 屋	233.0	1,014	26.0	127	14.0	155	273.0	1,296
東 海	10.0	206	17.0	292	4.0	86	31.0	584
北 陸	39.0	291	26.0	169	0.0	0	65.0	460
中 国	466.0	5,233	206.0	448	0.0	0	672.0	5,681
四 国	446.0	310	108.0	158	64.0	653	618.0	1,121
九 州 北 部	11.0	75	16.0	35	—	—	27.0	110
南 九 州	615.0	800	1,997.0	157	0.0	0	2,612.0	957
沖 縄	26.0	450	20.0	95	—	—	46.0	545
合 計	8,811.0	17,561	7,234.5	8,601	1,171.0	29,760	17,216.5	55,922

※税理士事務所における無料相談数は3,475

(表5) 指導納税者数とその所得階層区分

	税務指導所方式および協議派遣方式				確定申告相談方式			
	指導納税者数	左のうち事業所得者と所得階層区分			指導納税者数	左のうち事業所得者と所得階層区分		
		300万円以下	300万円超	計		300万円以下	300万円超	計
東 京	25,006	2,151	372	14,744	97,278	0	0	0
東 京 地 方	9,393	1,528	260	1,788	49,227	3,051	521	3,572
千 葉 県	6,775	1,425	461	2,491	29,138	673	111	784
関 東 信 越	67,806	44,496	23,190	67,686	132,507	5,003	2,144	7,147
近 畿	59,695	42,901	8,468	51,369	229,034	28,541	8,682	37,223
北 海 道	12,887	7,570	4,630	12,200	37,610	83	28	111
東 北	44,488	36,037	7,601	43,638	22,208	1,752	339	2,091
名 古 屋	12,651	10,963	1,141	12,104	28,242	2,818	679	3,497
東 海	24,790	14,346	5,210	19,556	42,607	7,019	1,330	8,349
北 陸	7,982	5,856	735	6,591	16,340	1,252	282	1,534
中 国	10,794	6,961	1,286	8,247	63,022	12,390	3,166	15,556
四 国	15,529	12,308	2,286	14,594	14,616	1,548	250	1,798
九 州 北 部	44,452	38,405	11,200	44,160	67,258	2,551	217	2,768
南 九 州	26,512	21,409	5,030	26,439	25,043	1,086	126	1,212
沖 縄	362	—	—	362	4,330	471	89	560
合 計	369,122	246,356	71,870	325,969	858,460	68,238	17,964	86,202

※東京、東京地方：指導納税者数のうち、事業所得者と所得階層区分の計に区分不明分を含む。

消費税に関する税務指導事績（平14.4.1～平15.3.31）

	1. 税務指導所方式		2. 協議派遣方式		3. 確定申告相談方式		合 計	
	税務書類作成	税務相談	税務書類作成	税務相談	税務書類作成	税務相談	税務書類作成	税務相談
東 京	0	2	42	12	4	17	46	31
東京地方	0	0	134	21	17	87	151	108
千葉県	0	0	11	186	0	0	11	186
関東信越	0	0	1,992	572	9	6	2,001	578
近 畿	0	36	0	1,840	549	368	549	2,244
北海道	2	5	310	45	0	0	312	50
東 北	0	14	3,941	450	303	51	4,244	515
名古屋	178	12	952	279	20	11	1,150	302
東 海	0	0	396	526	2	0	398	526
北 陸	0	0	219	236	13	23	232	259
中 国	44	41	338	206	906	223	1,288	470
四 国	0	17	1,037	268	42	18	1,079	303
九州北部	0	0	0	574	49	51	49	625
南九州	0	0	4,121	578	14	5	4,135	583
沖 縄	0	0	10	85	24	40	34	125
合 計	224	127	13,503	5,878	1,952	900	15,679	6,905

税金なんでも相談室運営要領 (東京税理士会)

平成 8年 5月 11日制定

平成 9年 8月 7日改正

平成14年 6月 5日改正

1. 設置及び対象者

納税者からのあらゆる税の相談に無料で応じるため、税務指導対策部内に「税金なんでも相談室」を設置する。相談は、原則として電話で行う。

2. 相談担当者

税理士会員の中から会報による公募を行い、税務指導対策部で依頼する。

3. 運 営

相談は、毎月第1、第3水曜日の午後1時から午後4時までとする。税務指導対策部長は、年末年始又は夏期の一定期間など、必要に応じ相談を休止することができる。

4. 相 談 要 領

- (1) 相談員は、相談受付票に相談者の氏名、住所（法人にあっては、会社名及び納税地並びに相談を受ける者の当該法人における担当者の職務）または、電話番号を記載しなければならない。ただし、相談者が匿名を希望したときは、この限りではない。
- (2) 相談員は、相談受付票に相談内容を記載し、税務指導対策部長に報告しなければならない。

5. 運営要領の改正

この運営要領の改正は、税務指導対策部会の議を経て行う。

附 則

この運営要領は、平成 8年5月 22日制定する。

附 則

この運営要領は、平成 9年8月 7日から施行する。

附 則 (平成14年6月5日改正)

この改正規定は、平成14年6月 5日から施行する。

平成14年分「税金なんでも相談室」相談実績

(平成14年1月～12月)

重複相談あり

税務援助対策部

相談日	法人税	所得税 一般	譲渡 所得税	相続・ 贈与税	消費税	地価税	地方税	その他	相談 項目数	相談 件数	電話問合 せ件数	
		4		7					11	23	23	1,142
1月16日		10	5	8		1	1	3	28	34	34	1,165
2月6日		1		1					2	15	15	1,199
13日		12	1	7				1	21	13	13	1,214
20日		6	1	2					9	11	11	1,227
27日	1	7	2	8	1			1	20	18	8	1,238
3月6日	1	4	1	1				1	8	8	9	1,246
13日	2	3		1			1	1	8	8	20	1,255
20日	4	47	10	35	1	1	2	7	107	130	133	1,275
1～3小計		3		1				1	5	5	27	
4月3日	2	1		2	1		1	3	10	10	15	1,302
17日		5	3	3					11	9	11	1,317
5月1日	3	4		2				1	10	9	26	1,328
15日		1	1	1				1	4	4	27	1,354
6月5日	1		2	1			2	1	7	7	12	1,381
19日	2	1	1	4					8	7	12	1,393
7月3日		3	1	1					5	4	13	1,405
17日									0			1,418
8月休業												
9月4日	1	4	1	9				1	16	14	57	1,475
18日	1	3	1	5				1	11	11	13	1,488
10月2日	2	4		5				3	14	12	12	1,500
16日	2	2		3				1	8	8	9	1,509
11月6日	2	2	2	7					13	11	25	1,534
20日	2	6	1	7					16	13	14	1,548
12月4日		3		4					7	7	15	1,563
18日	1	2	2	3				2	10	8	13	1,576
4～12小計	19	44	15	58	1	0	3	15	155	139	301	
合計	23	91	25	93	2	1	5	22	262	269	434	434

262

日数	平成14年度実績(H14.4.1～15.3.31)											担当税理士数	
16	4月～12月	19	44	15	58	1	0	3	15	155	139	301	32
9	1月～3月	2	46	8	31	2	0	3	9	101	91	132	18
25	合計	21	90	23	89	3	0	6	24	256	230	433	50

平成15年分「税金なんでも相談室」相談実績

(平成15年1月～12月)

重複相談あり

税務援助対策部

相談日	法人税	所得税 一般	譲渡 所得税	相続・ 贈与税	消費税	地価税	地方税	その他	相談 項目数	相談 件数	電話問合 せ件数
1月15日	1	5	2	7					15	13	24
29日			1	3					4	4	17
2月5日		15	1	7				2	25	21	14
12日		4	2						6	6	20
19日		7	1	4				1	13	12	11
26日		2			1				3	3	12
3月5日		10	1	4	1		1	3	20	17	4
12日		3		5			1	3	12	12	20
19日	1			1			1		3	3	10
1～3小計	2	46	8	31	2	0	3	9	101	91	132
4月2日	1	1		2				3	7	7	12
16日		4	6	1			1	2	14	12	15
5月7日	1	1		2			1		5	5	14
21日	1	2		6	1				10	8	11
6月4日									0		-1760
18日									0		0
7月2日									0		0
16日									0		0
8月休業									0		
9月3日									0		0
17日									0		0
10月1日									0		0
15日									0		0
11月5日									0		0
19日									0		0
12月3日									0		0
17日									0		0
4～12小計	3	8	6	11	1	0	2	5	36	32	-1576
合計	5	54	14	42	3	0	5	14	137	123	-1444

274

日数	平成15年度実績(H15.4.1～16.3.31)											担当税理士数	
16	4月～12月	10	108	28	84	6	0	10	28	274	246	-3020	32
	1月～3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	合計	10	108	28	84	6	0	10	28	274	246	-3020	32

平成 15 年 7 月 23 日

全国社会保険労務士会連合会

社会保険労務士による司法サービスと今後の活動について

1. 我国の全産業規模企業の 99.3%は、中小企業であり、そのうちの 73%が 20 人以下の規模のいわゆる零細企業である。

社会保険労務士は、主にこれら中小零細企業を顧問先事業所としている。

中小零細企業の事業主やそこに働いている人達は、人事、労務管理、社会保険等に関し、様々な問題を抱えているのが現状であり、社会保険労務士は、これらの問題に的確に対応するため、裁判外紛争処理（ADR）制度の拡大と併せて、司法アクセスポイントの拡充の必要性を痛切に感じているところである。

2. 貴推進本部では、国民が利用しやすい司法制度の構築のため、鋭意検討を行っておられるところであるが、一般的にはまだまだ国民の多くは、紛争が発生してもどこへ、どのように対処してよいかその方法がよく分からないのが実情である。その意味からも国民の司法アクセスをいかに容易にするかが大きな課題である。

3. 当連合会としては、労働問題、労働社会保険に関する分野での司法サービスの要請の高まりに対して、特に、昨今、増加している個別労働関係紛争の円滑な解決を目指し、47 都道府県全ての社会保険労務士会に「総合労働相談所」を開設し、労働問題等について法律相談の活動等を通して応えているところである。

寄せられた相談の件数は、既に昨年一年で約 1,600 件に上っており、国民の身近なアクセスポイントとなっている。

○総合労働相談所における総相談件数	1, 575 件
（解雇問題	19.6%
（賃金・退職金問題等	11.4%
（労働条件問題	10.2%

<全国社会保険労務士会連合会調査(平成 15 年 4 月までの実績)>

また、都道府県の社会保険労務士会においては、地方自治体と密接に連携を図り、労働問題や年金問題等、いわゆる労働社会保険諸法令の全般についての法律相談を行う等、その活動を頻繁に実施しているのである。

さらに、毎年、各都道府県において、弁護士等他士業と共同で無料相談を実施するとともに、各都道府県の社会保険労務士会では、毎年10月に社会保険労務士制度推進月間として、各地の駅前等交通アクセスのよい場所等で労働問題や年金問題等の無料法律相談を実施している。

4. 当連合会としては、国民の司法アクセスの向上のために、弁護士及び隣接法律専門職種等の民間活力が幅広く活用される仕組みの司法アクセスポイントを全国的に拡充し、国民の多様なニーズに的確に対応できるようにすることの重要性に鑑み、我々社会保険労務士としてもその活動を更に充実させ、司法アクセスポイントの一翼を担って行く所存である。

また、今後、司法アクセスポイントが整備、拡充されることによって、官民協働による司法ネットの構築が図られたり、これに伴う司法ネットの機能を担う中核的な組織の設置等の措置が講じられることに対して、相互の提携や業務協力等を行うなど、積極的に対応してまいりたいと考えている。

都道府県別総合労働相談所主要相談内容

(開設時から平成15年4月1日までの累計)

	相談事例の内訳				
	総相談件数	解雇問題	労働条件問題	賃金・退職金問題	その他
北海道	10	3	7		
青森	3		1	2	
岩手	15(14)	3(2)		4(4)	8(8)
宮城	7(1)	3	3		1(1)
秋田	6	2	2	1	1
山形	15	5	1		9
福島	0				
茨城	7(7)		3(3)	3(3)	1(1)
栃木	73(43)	6(6)	4(4)		63(33)
群馬	0				
埼玉	54	16	4	12	22
千葉	37	9	5	9	14
東京	251	72	30	61	88
神奈川	49	25	11		13
新潟	0				
富山	12	4	3	1	4
石川	133	43	36		54
福井	162	23		42	97
山梨	6(6)	2(2)	1(1)	2(2)	1(1)
長野	8	5	1		2
岐阜	7(7)		2(2)	2(2)	3(3)
静岡	8(5)	2	3(2)		3(3)
愛知	84	6		17	61
三重	14(13)	4(3)		2(2)	8(8)
滋賀	4(2)	1			3(2)
京都	97	8	2	3	84
大阪	353	32	26		295
兵庫	57(51)	3(2)		2(2)	52(47)
奈良	6(6)	2(2)	1(1)	1(1)	2(2)
和歌山	0				
鳥取	10(10)	2(2)	2(2)	1(1)	5(5)
島根	0				
岡山	11(6)	3(1)		1	7(5)
広島	9(6)	3(2)	5(3)	1(1)	
山口	24(24)	7(7)		6(6)	11(11)
徳島	8(2)	2(1)		3	3(1)
香川	5(4)	2(1)	1(1)		2(2)
高知	7(5)	1	1	2(2)	3(3)
福岡	0				
佐賀	0				
長崎	0				
熊本	7(2)	3(1)	2(1)		2
大分	2(2)	1(1)			1(1)
宮崎	8(2)	5(1)	3(1)		
鹿児島	3(2)			1	2(2)
沖縄	3	1	1	1	
合計	1575(221)	309(34)	161(21)	180(26)	925(140)

※(カッコ内は解決に至った件数)

地方公共自治体における相談等の活動状況について

(平成15年6月調査)

	実施自治体数	月1回未満	月1回	月2回以上
北海道	2		1	1
青森	17	16		1
岩手	5	3	1	1
宮城	1			1
秋田	1	1		
山形	4			4
福島	1	1		
茨城	なし			
栃木	2	1		1
群馬	1			1
埼玉	19	1	10	8
千葉	6	1	3	2
東京	28	5	16	7
神奈川	7	2	2	3
新潟	4	2		2
富山	1	1		
石川	2		1	1
福井	1			1
山梨	なし			
長野	2			2
岐阜	2	1	1	
静岡	4	1	1	2
愛知	なし			
三重	10	10		
滋賀	1	1		
京都	なし			
大阪	17	2	13	2
兵庫	2			2
奈良	1			1
和歌山	3	1		2
鳥取	なし			
島根	なし			
岡山	2	1	1	
広島	7	6		1
山口	なし			
徳島	なし			
香川	なし			
愛媛	なし			
高知	なし			
福岡	なし			
佐賀	2			2
長崎	1	1		
熊本	なし			
大分	1			1
宮崎	なし			
鹿児島	なし			
沖縄	1			1
合計	158	58	50	50

○東京都社会保険労務士会の「総合労務相談室」の実施状況

平成14年4月から平成15年3月

平成14年度総合労務相談室実施実績表

相談事項	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
①就業規則・労働契約		1	1		2		1	1	1		2		1	1				1	3	1					12	4
②人事・配置転換・出向等	1		1				1																		3	0
③セクハラ等均等待遇							2			1			1												0	4
④賃金・割増賃金・退職金等	3	1		1	1	1			2								1	2	3		2	1			12	6
⑤労働時間・休日・休暇	1																1								1	1
⑥退職・解雇	2		3		2		1		3		1		1	1	2		3	1	1	1	3		1	2	23	5
⑦懲戒処分・損害賠償			1																						1	0
⑧安全衛生・労災事故・労災補償	1		1		1							1								2		2			8	0
⑨雇用保険・助成金				1		1						1													1	2
⑩社会保険・年金			1		2		1	1	2											1					7	1
⑪その他	新規設立																								0	0
	倒産と労務																								0	0
	労働組合			1																					1	0
	職場環境					1																			1	0
	その他	2				1		1					3		1		2	1	3					1		13
男女別合計	10	2	9	2	10	2	4	5	8	0	3	1	6	2	4	1	6	5	8	1	11	2	4	2	83	25
総合計	12		11		12		9		8		4		8		5		11		9		13		6		108	

相談者分類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
①従業員・社員	7	7	8	7	7	2	6	2	8	5	11	4	74
②事業主・会社	5	4	4	2	1	2	1	2	1	2	2	2	28
③社会保険労務士							1	1	2	2			6
④その他													0
総合計	12	11	12	9	8	4	8	5	11	9	13	6	108

○東京都社会保険労務士会の「社労士110番」の実施状況

平成14年4月～平成15年3月

- ・相談日 毎週1回水曜日
- ・相談場所 東京都社会保険労務士会事務局相談室
- ・相談時間 午前10時～午後4時まで

「社労士110番」実施状況

①男女別・年齢別・内容別の状況

年齢	内容	年金	健保	介護	雇用	助成金	労災	徴収	基準	社労士紹介	その他	計
30歳未満		12	26	1	33	4	8	2	26	0	17	129
30歳代		60	78	3	58	3	26	4	54	0	48	334
40歳代		33	42	4	40	4	17	6	59	7	40	252
50歳代		57	40	1	42	4	24	4	48	2	36	258
60歳以上		49	17	0	16	2	3	0	19	0	15	121
計		211	203	9	189	17	78	16	206	9	156	1094
男		127	98	6	89	11	43	8	120	7	102	611
女		84	105	3	100	6	35	8	86	2	54	483

②相談者の属性別・内容別の状況

相談者の属性	内容	年金	健保	介護	雇用	助成金	労災	徴収	基準	社労士紹介	その他	計
事業主 (含担当者)		61	80	6	78	15	43	8	104	4	66	465
被保険者		68	66	0	63	0	15	2	55	0	34	303
その他		59	40	3	33	0	18	2	27	4	28	214
会員		23	17	0	15	2	2	4	20	1	28	112
計		211	203	9	189	17	78	16	206	9	156	1094
(%)		19.3%	18.6%	0.8%	17.3%	1.6%	7.1%	1.5%	18.8%	0.8%	14.3%	100.0%

③「社労士110番」の開設を知った媒体

	社会保険新報	リーフレット	市区広報	新聞広告	友人・知人	ホームページ	その他	合計
件数	39	264	41	16	79	210	231	880
率	4.4%	30.0%	4.7%	1.8%	9.0%	23.9%	26.3%	100.0%

④男女比

	男	女	合計
人数	489	391	880
率	55.6%	44.4%	100.0%

平成15年7月22日

司法制度改革推進本部事務局御中

日本弁理士会

アクセスポイントとしての活動の現状、および、司法ネット構想について

隣接法律専門職たる日本弁理士会のアクセスポイントとしての活動の現状につき、以下のとおりご報告申し上げます。

司法ネット構想につきましては、総合的な情報提供の強化の必要性を認識し、積極的に対応を致す所存です。

1. アクセスポイントとしての活動の現状

当会では、関係機関として「知的財産支援センター」と「日本知的財産仲裁センター」が存在しており、これらの活動について、次のとおり報告いたします。

ー 1 日本弁理士会の組織

日本弁理士会[全体]	総数5192人(平成15年3月31日現在)
関東地域	3809人
東北・北海道部会	26人
東海支部	291人
北陸部会	20人
近畿支部	946人
中国・四国部会	43人
九州部会	47人
国外	10人

ー 2 知的財産支援センターの活動

日本弁理士会は発明の振興と特許制度の普及活動を継続的に行なってきましたが、この事業をより大規模に組織的に展開するために、日本弁理士会の附属機関として知的財産支援センターが1999年4月1日に発足しました。

同センターは、弁理士の公益的活動(支援活動)を通じて、知的財産マインドの醸成と知的財産インフラ(基盤)の整備を図り、知的財産制度の発展に貢献するために、次の事業を行ないます。

- ・ 知的財産制度の昂揚、普及
- ・ 知的創造活動の奨励とその成果の発掘
- ・ 知的財産権の取得と活用の振興
- ・ 知的財産権の取得・活用の啓発、教育、指導、相談
- ・ 知的財産に関する情報の提供

～全国各地で特許無料相談会を実施～

○常設特許無料相談室(東京、大阪、名古屋、福岡の4箇所)の設置

発明・考案をしたとき、物品のデザインを考えたとき、商品またはサービスのマークを考えたとき、外国へ出願するとき、権利について争いがあるとき、に気

軽に無料でご相談できます。愛称は「特許・意匠・商標なんでも110番」です。

○弁理士のいる特許等知的財産の相談所(全国198箇所)マップ

北海道、東北地方→37箇所、関東地方、山梨県→47箇所
北陸、中部地方 →19箇所、静岡県、愛知県 →14箇所
近畿地方 →30箇所、中国、四国地方 →34箇所
九州、沖縄地方 →17箇所

○全国一斉無料特許相談会を実施

北海道から沖縄まで全国33箇所、7月1日の弁理士の日を記念し全国各地で一斉に実施。

○暮らしと事業のよろず相談会の実施

東京の10士業が事業に関する様々な「悩み」に無料でお応えします。

～支援員がお手伝い～

○講師、アドバイザー、指導員、相談員、審査員等として推薦、派遣。

○多くの支援員(1,000人以上)をプールし、「すべての弁理士が支援員！」をスローガンとしております。

○支援員は知的財産に関する法律と技術の経験豊かな専門家です。

○支援員は全国におり、どこへでも派遣できます。

～発明などの知的財産に関する各種情報提供～

国、都道府県、その他の公的な機関や団体から、知的財産権の取得と活用に支給される各種の助成金・補助金に関する制度など、特に、中小企業やベンチャー企業に有用な情報を提供しています(知的財産支援センターHPに掲載)。

－ 3. **日本知的財産仲裁センター**の活動

日本知的財産仲裁センター(旧工業所有権仲裁センター)は、日本弁理士会と日本弁護士連合会が数年にわたる協議の結果、平成10年3月26日に両会が共同で設立し、4月1日よりその運営を開始しています。

調停人・仲裁人としては、日本弁理士会からは知的財産権の各分野の専門知識に秀でた弁理士が、また、日本弁護士連合会からは知的財産権を専門分野とする弁護士が、更に、学識経験者からは仲裁法に造詣の深い学者等が選任されています。

実際の審理には、少なくとも弁理士1名と弁護士1名が調停人もしくは仲裁人として関与します。

～受付機関～

○東京、大阪、名古屋の全5箇所。

【東京】東京本部事務局

【大阪】関西支部北分室・関西支部南分室

【名古屋】名古屋支部三の丸分室・名古屋支部伏見分室

～日本知的財産仲裁センター規則1 調停・仲裁手続規則～

(期日、場所、当事者の出頭)

第12条 期日は、調停期日、仲裁期日及び準備期日とする。

- 2 期日は、当事者双方の出頭のもとに、弁理士会館内又は弁護士会館内もしくは本センターが指定する場所において開催する。
(抜粋)

2. 司法ネット構想について

－1 司法ネットと当会との関わり

○ 当日本弁理士会は、特許相談等の知的財産に関する相談業務等の知財サービス拠点を有しております。一方、司法アクセスポイントの主たる業務は、司法サービスです。

○ 知的財産に関する相談業務を主とする知財サービスと、司法サービスとは、完全に一致することはないとはいえ、重複する業務が存在することは確実です。

一致点と相違点を踏まえ、日本弁理士会が有するネットと、今後構築される司法サービスネットとが、円滑かつ迅速に連携する必要があります。

○ 日本弁理士会としては、司法ネットの運営主体の総合調整機能と、事案振り分け機能とに期待し、司法ネットにおける司法サービスに連携して迅速に知財サービスを提供できるよう、システムの構築を図ります。

－2 人的資源

○ 司法サービスをする司法ネットの運営に関し、隣接法律専門職としての弁理士を必要に応じ紹介できるよう協力いたします。

以上

添付書類一覧

1. 知的財産支援センター(パンフレット)
2. 特許・意匠・商標「なんでも110番(無料)」(リーフレット)
3. 常設特許無料相談室[東京・大阪・名古屋・福岡]相談内容(平成14年度集計)
4. 弁理士のいる特許等知的財産の相談所(ポスター)
5. 7月1日は弁理士の日「全国一斉無料特許相談会開催！」(チラシ)
6. 暮らしと事業のよろず相談会(チラシ)
7. あなたのアイデア発明を Back up(リーフレット)
8. 知的財産専門の紛争処理機関「日本知的財産仲裁センター」(リーフレット)
9. 日本知的財産仲裁センター 調停・仲裁申立事件一覧

アクセスポイントとしての活動の現状について

司法ネット構想について

平成 15 年 7 月 22 日

(社) 日本不動産鑑定協会

隣接法律専門職種関係者・司法制度改革推進本部事務局間の意見交換会において、(社) 日本不動産鑑定協会も意見を述べる機会を与えられましたことを感謝申し上げます。

1. はじめに

(社) 日本不動産鑑定協会は ADR 組織の立ち上げに向けた取り組みにおいてアクセスポイントの設置、運営に積極的な対応を検討しております。

(社) 日本不動産鑑定協会と傘下の地域会では従前より市民からの不動産に関する相談業務を扱ってきておりますが、知名度の不足やアクセスルートが未整備なこともあって必ずしも期待通りの成果を得ていない状況にあります。

しかし、不動産に関する相談件数は潜在的に膨大なものがあり、アクセスポイントの整備充実に伴って相談件数の増大とそれによる社会貢献への機会が増大することは間違いないものと確信しております。

2. (社) 日本不動産鑑定協会の対応

ADR 主宰者、ADR 代理人として不動産鑑定士は専門性、信頼性の高い人材供給源であると自認しています。

不動産鑑定士は民事調停委員(662 名)及び借地非訟事件手続規則に基づく鑑定委員(約 800 名)として多数の人材が裁判所から任命されて、地代、家賃それに借地権価格や借地条件変更に伴う財産上の給付額等についての算定を通して、紛争解決のノウハウを蓄積しております。これらの経験豊かな多数の人材に、密度高い ADR 研修を実施することを検討したいと考えております。

また、時宜を得て調停委員以外の不動産鑑定士にも研修の機会を広げ、質

と人数の両面で充実を早急に期すつもりであります。

不動産鑑定士は不動産に係わる権利、利益についての経済的分析の専門家であり、法律的経済的な素養、さまざまな知識及び修練を積んでおります。不動産鑑定士は相当に高度の法律的素養とともに「紛争分野の専門能力」を備え、調停委員としての経験に裏付けられた「紛争解決の専門能力」においても相応の水準に達している職能集団であります。さらに一段の研修によって市民からの確かな信頼を得られるものと自負しております。

3. 総合アクセスポイント

(ア)期待される機能

① 情報提供と助言

一般の人にとっては最初にどこにいったらいいのかが分からないとの求めに対応して、新たに設ける総合窓口においては各ADRについての情報を集約し、市民が自分に適切なADR機関へ容易に到達する援助をする機能とともに解決までの適切な選択肢（裁判か、ADRか、当事者共通の関係者による調整か等のいずれが良いのか）を助言する機能を持たせる必要があります。

これらは無料で利用できるような措置が望まれます。インターネットでの24時間サービス（質問に答えてゆく最適な相談窓口の連絡先や概要がわかる。よくあるQ&A等）を備えて快適に利用できるようにするとともに、IT弱者への対応を考慮すべきであると考えます。

② 振り分け

適切なADRへ事案を配分するために振り分け担当者にハイレベルなトレーニングが必要です。

③ ワンストップサービス

総合窓口で担うことが誰の目にも明らかな事案に限っては積極的にADRサービスを提供する必要があります。但し、各専門職種ADRの活動、発展をいささかでも制約することの無いよう十分な配慮がなされるべきであると考えます。

④ 公表

各専門職種ADRの事案処理を公表して比較に供することにより、その専門性、事案処理の過程、費用についての目安を、これからADR利用を考えている人に与えるとともに、各ADR間の競争を通じて相互の発展が期待されます。

(イ)運営

自主性が各専門職共通のキーワードになります。自主性が確立していかなくては専門家として市民の信頼は得られません。従って、総合窓口は各専門職種による自立的、積極的な運営が求められます。

(ウ)財務

ADRサービスに要した実費は原則として利用者の負担としますが、潜在している需要を顕在化して社会の活力を促し、自由で公正な社会を実現する為に利用者の負担を極力軽くすることを検討すべきです。裁判所の調停、仲裁は利用者の負担がほとんどなく利用されていることも参考となります。

利用者に多額の費用負担を強いることとならないよう人件費、設備、土地建物の取得費維持費等の固定経費について国庫負担を考えるべきだと思います。

4. 紛争予防

迅速、適切な「紛争解決」とともにさらに重要な課題が「紛争予防」であります。紛争に成長する前の段階で、専門家の助力を得て適切な対応をしていけば防げた事案は決して少なくないはずで、紛争になってからの解決と未然防止とではその社会的費用は格段に異なります。

手近で容易に利用できるアクセスポイントの支援があることによって、紛争に至る前に専門家のカウンセリング業務を受けられる体制が整えられることは当事者にとって費用及び時間等の負担が大きく軽減されます。

5. おわりに

(社)日本不動産鑑定協会は各法律専門職種との協働により不動産に関連する専門分野の紛争予防と紛争解決のためのワンストップサービスを提供できるものを検討したいと思います。

その為にも総合アクセスポイントの整備充実が当面の最優先課題であると考えております。

以上